

建築物及び建築設備等定期点検業務

1 業務内容

- (1) 本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する特殊建築物の点検とし、点検内容は、次による。
 - ・平成20年国土交通省告示第282号『建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件』
 - ・平成20年国土交通省告示第285号『建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件』
 - ・平成28年国土交通省告示第723号『防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件』
- (2) 告示第282号、別表第2項(11)の調査方法は次のとおりとする。
 - ・開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
- (3) 住戸内の調査は行わない。
- (4) 適用基準
 - ・特定建築物定期調査業務基準（財）日本建築防災協会
 - ・建築設備定期検査業務基準書（財）日本建築設備・昇降機センター
 - ・防火設備定期検査業務基準（財）日本建築防災協会※ 以上の図書の最新版を基準とすること。

2 業務の対象施設及び数量は、別表「建築基準法第12条点検対象団地」のとおりとする。

3 一般事項

- (1) 定期点検は、次のいずれかの要件を満たす者が実施すること。（実務経験により資格を有する者（平成17年国土交通省告示第572号規定、平成28年国土交通省告示第483号規定）を除く。）
 - ア 一級建築士
 - イ 二級建築士
 - ウ 建築基準適合判定資格者
 - エ 特定建築物調査員資格者（建築物の点検に限る。）
 - オ 建築設備検査員資格者（建築設備の点検に限る。）
 - カ 防火設備検査員資格者（防火設備の点検に限る。）
- (2) 業務の日時、作業方法等については甲と協議するものとする。

4 報告事項等

- (1) 成果品は以下のとおりとする。
 - ア 建築
 - ・建物履歴等（ヒアリング）票
 - ・点検記録（総括表）
 - ・定期点検結果報告書
 - ・定期点検票
 - ・点検結果図（CADで作成し、間取りが判別できるものとする。（スキャナー利用による既存図面の読み込みは不可とする。))
 - ・コンクリート建築物調査表
 - ・関係写真
 - イ 建築設備
 - ・建築設備定期検査結果報告書
 - ・定期検査票
 - ・点検結果図（CADで作成。建築の調査結果図に準じる。）
 - ・関係写真
 - ウ 防火設備

- ・ 建築設備定期検査結果報告書
- ・ 定期検査票
- ・ 点検結果図（CADで作成。建築の調査結果図に準じる。）
- ・ 関係写真

(2) 成果品の提出について

乙は、毎年度の点検終了後、「業務実施報告書」とともに「点検結果不備事項一覧表（対応方針を含む）」を作成のうえ、各年度の3月31日までに甲に報告するものとする。

- ・ 成果品は、製本3部、電子データ1部とする。
- ・ 電子データ提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

5 経費の負担等

(1) 本業務に必要な市営住宅等の平面図等については、甲が乙に電子データで貸し出すものとする。

(2) 乙は、借り受けた電子データを適正に管理し、業務終了後は、甲に返却するものとする。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

《 別表「建築基準法第12条点検対象団地」 》

区名	住宅名	棟	建築物等点検 (3年ごと)			建築設備点検年度			外壁改修 実施年度	備考
			前回	次回	次々回	(毎年)				
西白島アパート	基町アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H15	
		1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H12	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H12	
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H12	
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H12	
		5	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13-14	
		6	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13-14	
		7	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13-14	
		8	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14-15	
		9	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14-15	
		10	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H15-16	
		11	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H15-16	
		12	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H1	
		13	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H2	
		14	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H3	
		15	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H4	
		16	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H5	
		17	R4 (2022)	R7 (2025)	-	R7 (2025)	～	R8 (2026)	H23AB棟 H24DE棟 H25CF棟	店舗有 R9解体予定
		18	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14-15	
		19	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13-14	
		20	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13	
		21	-	-	-	R10 (2028)	～	R11 (2029)		R8完成予定 (次回R14年度)
22	-	-	-	R10 (2028)	～	R11 (2029)		R8完成予定 (次回R14年度)		
宝町住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
平和アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	S62		
	2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	S62		
	3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	S62		
吉島東住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
吉島西住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H20		
	2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H20		
	3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			

※ 建築設備の点検は、毎年度実施すること。

《 別表「建築基準法第12条点検対象団地」 》

区名	住宅名	棟	建築物等点検 (3年ごと)			建築設備点検年度 (毎年)			外壁改修 実施年度	備考
			前回	次回	次々回					
中区	吉島住宅	A	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		B	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		C	R5 (2023)	R8 (2026)	R11 (2029)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	河原町アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H8	店舗有
	西川口住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H12	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H12	
	西川口南住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	舟入南住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	舟入南アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H5	店舗有
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H5	店舗有
	江波みなと東住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H23	
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		5	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		6	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		7	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H22	
	江波東アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H3	
	江波みなと西住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
3		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
4		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
5		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
6		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
7		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
8		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
9		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			

※ 建築設備の点検は、毎年度実施すること。

《 別表「建築基準法第12条点検対象団地」 》

区名	住宅名	棟	建築物等点検 (3年ごと)			建築設備点検年度 (毎年)			外壁改修 実施年度	備考
			前回	次回	次々回					
中区	江波皿山東住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	江波皿山住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	江波沖住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		5	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		6	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H24	
	江波山住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H11	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H11	
	江波緑住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13	
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H15	
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H16	
	江波アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14	
3		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14		

※ 建築設備の点検は、毎年度実施すること。

《 別表「建築基準法第12条点検対象団地」 》

区名	住宅名	棟	建築物等点検 (3年ごと)			建築設備点検年度 (毎年)			外壁改修 実施年度	備考
			前回	次回	次々回					
南区	大須賀住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H21	
	京橋住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原第一住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原第二住宅	A	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原第二住宅	B	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原南第一住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原南第二住宅	A	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原南第二住宅	B	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原南第二住宅	C	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原南第三住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	段原山崎住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞A-1住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞A-2住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H28	
	霞A-3住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞A-4住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞A-5住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H27	
	霞B-1住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞B-2住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞B-3住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞B-4住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	霞南住宅	1	R6 (2024)	R9 (2027)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	皆実平和住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H20	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H21	
3		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13		
4		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H13		
5		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H19		
6		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H14		
7		R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H15		
旭南住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			

※ 建築設備の点検は、毎年度実施すること。

※ 京橋住宅分は管理会社が実施するため、その他の点検業務等含めた負担金を支払うこと。

《 別表「建築基準法第12条点検対象団地」 》

区名	住宅名	棟	建築物等点検 (3年ごと)			建築設備点検年度			外壁改修 実施年度	備考
			前回	次回	次々回	(毎年)				
南区	仁保宮の脇住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H19	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	仁保宮の脇アパート	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H19	
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H17	
	本浦住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	宇品母子住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H16	外断熱工法
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	H17	外断熱工法
	宇品東住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	宇品神田住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	宇品あかつき住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	R1	
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)	R4	
	宇品住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
	宇品西住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		3	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		4	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		
		5	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)		店舗有
似島住宅	1	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			
	2	R4 (2022)	R7 (2025)	R10 (2028)	R7 (2025)	～	R11 (2029)			

※ 建築設備の点検は、毎年度実施すること。

《 別表「建築基準法第12条点検対象店舗」 》

区名	店舗名	棟	面積	建築物等点検 (3年ごと)			建築設備点検年度 (毎年)			備考
				前回	次回	次々回				
中区	基町店舗	分散店舗A	141.8	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		分散店舗B	196	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		分散店舗C	100	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		分散店舗D	198	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		分散店舗E	163.8	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		北店舗商店会A	297	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		北店舗商店会B	763.3	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		分散店舗F	144.4	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		ショッピング センター	3202	R5 (2023)	R8 (2026)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		デルタ商店街A	166	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		デルタ商店街B	176	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		八店会	205.4	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		東商店会	322.8	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
南区	大須賀店舗		142.1	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
	松原店舗	松原店舗A	204.4	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		松原店舗B	482	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
	霞店舗	霞A	112	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		霞B	308	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	
		霞C	168	R6 (2024)	R9 (2027)	-	R7 (2025)	~	R11 (2029)	

※建築設備の点検は、毎年度実施すること。

※基町店舗の一部（基町第17アパートに併設する店舗）、河原町店舗、舟入南店舗、宇品西店舗については、併設する市営住宅と一体で実施すること。

《 別表「建築基準法第12条点検対象団地（防火設備）」 》

区名	住宅名	棟	防火設備点検年度 (毎年)			備考
			R7 (2025)	～	R11 (2029)	
中区	宝町住宅		R7 (2025)	～	R11 (2029)	階段室 ヒューズ式防火扉 16箇所
	河原町アパート		R7 (2025)	～	R11 (2029)	階段室 ヒューズ式防火扉 8箇所 地下1階駐輪場 煙式感知式防火扉 1箇所
	西川口南住宅		R7 (2025)	～	R11 (2029)	1階エレベーター乗降戸前 防火シャッター 1箇所
	江波沖住宅	5	R7 (2025)	～	R11 (2029)	11・10階廊下窓 防火シャッター 4箇所 地下1階出入口 防火扉2箇所
		6	R7 (2025)	～	R11 (2029)	11・10階廊下窓 防火シャッター 8箇所 B1出入口 防火扉・駐車場防火シャッター 各2箇所
南区	大須賀住宅		R7 (2025)	～	R11 (2029)	各階エレベーターホール 防火シャッター・くぐり戸 各5箇所 廊下窓 防火戸 30箇所
	宇品西住宅	2	R7 (2025)	～	R11 (2029)	1階ピロティ 防火扉 2箇所

※ 防火設備の点検は、毎年度実施すること。

霞住宅集中管理設備管理及び監視等業務

- 1 乙は、本業務を行うにあたり、関係法令等を遵守し、この業務が霞住宅における火災その他の事故を未然に防止し、秩序ある環境の確保及び施設の保全を図るものであることを認識し、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 業務対象施設は、次のとおりとする。
霞住宅（広島市南区霞一丁目4番及び5番）
- 3 本業務は、1日24時間勤務とし、業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 集中管理設備の維持及び管理に関すること。
 - (2) 集中管理設備の監視及び操作に関することで、次に掲げるもの。
 - ① 総合警報監視盤（エレベーター、動力、電灯及び揚水ポンプ）
 - ② 火災報知機
 - (3) 前号において異常の発生した場合の対応に関すること。
 - (4) 次に掲げる者との連絡に関すること。
 - ① 甲
 - ② 霞住宅の入居者等
 - ③ 霞住宅の施設及び設備等の専門業者
 - ④ その他警察機関等
 - (5) 住宅敷地内の安全を確保するための応急的な危険回避措置
 - (6) 前各号に付随する業務に関すること。
- 4 乙は、施設及び設備等に異常又は故障が発生した場合若しくはその恐れがあると認められる場合は、甲が協定締結後に配付する「緊急連絡先一覧」に基づき、直ちに所定の緊急連絡先に連絡し、その指示を受け危険回避措置等を行い被害の拡大防止に努めるとともに、迅速かつ円滑に対応ができるよう緊急時の応援体制を構築すること。
- 5 本業務の危険回避措置とは、入居者及び住宅の敷地内を通行する者の安全を確保するため立入禁止等の措置を行うことであり、現場で必要と認められる場合は、速やかに貼り紙、カラーコーン及びバリケードなどを適宜使用し、入居者等の危険区域への侵入を未然に防ぐこと。
なお、立入禁止等の措置に必要な貼り紙、カラーコーン及びバリケードなどについては、乙の負担とする。
- 6 乙は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- 7 本業務を行うために要する費用は、乙の負担とする。
- 8 乙は、甲から貸与された室等の鍵について、適正に管理すること。
- 9 乙は、業務開始前に、火災・盗難その他の事故発生時における連絡及び処理方法並びに業務において実施すべき事項等警備要領を定め、甲の承認を受けるものとする。
- 10 乙は、業務に従事する警備員について、警備業法及び同法施行規則に定める教育を受けた者を従事させなければならない。
- 11 乙の警備員は、常に名札を着用するとともに、身分証明書を携行すること。
- 12 甲は必要に応じて、乙の警備員の身分証明書又は資格証明書の提示を求めることができる

ものとし、乙の警備員は、この求めがあった場合に身分証明書又は資格証明書を提示しなければならない。

- 13 乙の警備員は、霞住宅入居者等に対し礼儀正しく接するとともに、電話の応対についても懇切丁寧に行うこと。
- 14 乙は、当該月の業務終了後、当該月分を業務実施報告書により、翌月の10日までに提出し、甲の確認を受けるものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
- 15 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
- 16 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

基町アパート集中管理設備監視及び警備等業務

- 1 乙は、本業務を行うにあたり、関係法令等を遵守し、この業務が基町アパート及び基町市営店舗における火災その他の事故を未然に防止し、秩序ある環境の確保及び施設の保全を図るものであることを認識し、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 業務対象施設は、次のとおりとする。
市営基町団地（中区基町16番、18番、19番及び20番の一部）
- 3 本業務を実施するにあたり、甲から貸与された室に職員を常駐することとし、業務実施日及び業務時間は、次のとおりとする。
 - (1) 広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）に規定する休日の終日
 - (2) 月曜から金曜のうち(1)を除く日の午前0時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後12時まで
- 4 本業務の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 集中管理設備等の維持及び管理に関すること。
 - (2) 集中管理設備等の監視及び操作に関することで、次に掲げるもの。
 - ① 中央監視盤（火災報知器、エレベーター、住戸非常、動力、受水槽の水位異常及び発電機故障・起動）
 - ② 火災・非常通報専用受信機設備
 - ③ 甲から貸与された室のエレベーターインターホン設備
 - ④ 各コアの自動火災報知設備
 - ⑤ 各棟の揚水ポンプ等の計器類
 - (3) 前号において異常の発生した場合の対応に関すること。
 - (4) 基町アパートの入居者及び基町市営店舗の使用者等からの修繕等の問い合わせに対する対応（現地確認含む）。
 - (5) 次に掲げる者との連絡に関すること。
 - ① 甲
 - ② 基町アパートの入居者及び基町市営店舗の使用者等
 - ③ 基町アパート及び基町市営店舗の施設及び設備等の専門業者
 - ④ その他警察機関等
 - (6) 住宅敷地内の安全を確保するための応急的な危険回避措置
 - (7) 停電時の処置（自家用発電装置の運転管理）
 - (8) エレベーター等各種設備の鍵の受払
 - (9) 基町中央集会所の鍵の受払
 - (10) 各種苦情・相談等の処理
 - (11) 基町ショッピングセンター内の構内巡視（一夜2回、巡視場所は別紙基町ショッピングセンターのとおり）
 - (12) 前各号に付随する業務に関すること。
- 5 乙は、施設及び設備等に異常又は故障が発生した場合若しくはその恐れがあると認められる場合は、甲が協定締結後に配付する「緊急連絡先一覧」に基づき、直ちに所定の緊急連絡先に連絡し、その指示を受け危険回避措置等を行い被害の拡大防止に努めるとともに、迅速

- かつ円滑に対応ができるよう緊急時の応援体制を構築すること。
- 6 本業務の危険回避措置とは、入居者及び住宅の敷地内を通行する者の安全を確保するため立入禁止等の措置を行うことであり、現場で必要と認められる場合は、速やかに貼り紙、カラーコーン及びバリケードなどを適宜使用し、入居者等の危険区域への侵入を未然に防ぐこと。
なお、立入禁止等の措置に必要な貼り紙、カラーコーン及びバリケードなどについては、乙の負担とする。
 - 7 乙は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
 - 8 費用の負担は、次のとおりとする。
 - (1) 乙は本業務に必要な限りで、甲から貸与された室等甲の施設の一部を使用することができるものとする。なお、使用にあたっては、本業務以外には使用しないこと。
 - (2) 本業務を行うために必要な経費は、光熱水費を含み全て乙の負担とする。
 - 9 乙は、甲から貸与された室等の鍵について、適正に管理すること。
 - 10 乙は、業務開始前に、火災・盗難その他の事故発生時における連絡及び処理方法並びに業務において実施すべき事項等警備要領を定め、甲の承認を受けるものとする。
 - 11 乙は、業務に従事する警備員について、警備業法及び同法施行規則に定める教育を受けた者を従事させなければならない。
 - 12 乙の警備員は、常に名札を着用するとともに、身分証明書を携行すること。
 - 13 甲は必要に応じて、乙の警備員の身分証明書又は資格証明書の提示を求めることができるものとし、乙の警備員は、この求めがあった場合に身分証明書又は資格証明書を提示しなければならない。
 - 14 乙の警備員は、基町アパート入居者等に対し礼儀正しく接するとともに、電話の応対についても懇切丁寧に行うこと。
 - 15 乙は、当該月の業務終了後、当該月分を業務実施報告書により、翌月の10日までに提出し、甲の確認を受けるものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
 - 16 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
 - 17 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

日報の例示

係	課長補佐	課長

広島市長 様

住 所
名 称
報告者

印

基町アパート集中管理設備監視及び警備等業務報告書

報告日 令和 年 月 日 曜日

自 令和 年 月 日 時 分 曜日 天候			
至 令和 年 月 日 時 分 曜日 天候			
勤 務 者 氏 名	勤 務 時 間		
印	時 分	～	時 分
印	時 分	～	時 分
印	時 分	～	時 分
ショッピングセンター構内巡視	①	時 分	～ 時 分
	②	時 分	～ 時 分
集中管理設備等の報告事項			
火災報知器の異常	有・無	エレベーター設備の異常	有・無
住戸非常の異常	有・無	動力の異常	有・無
受水槽の水位異常	有・無	発電機故障・起動	有・無
基町中央集会所の鍵の受払	有・無	エレベーター等各種鍵の受払	有・無
特記事項（各種苦情・相談等の処理、連絡事項等）			

給水・排水施設維持管理業務

- 1 乙は、当該業務を行うにあたり、この業務が市営住宅の揚水施設の安全かつ良好な運転状態を保持し、入居者への円滑な送水を確保するものであることを認識して、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の対象施設及び数量は、別表「給水・排水施設及び貯水槽」のとおりとする。
- 3 業務内容は次のとおりとし、点検整備を毎月1回以上行い、正常な状態に保持するものとする。なお、点検整備において、不具合等を発見した場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

区 分	点 検 内 容	備 考
揚水ポンプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボールタップの作動確認調整 2 フートバルブの作動確認調整 3 ポンプ圧力計の作動確認調整 4 ポンプ電流計の作動点検調整 5 ポンプ室廻り配管水もれ点検調整 6 ポンプグランドパッキン調整 7 ポンプ潤滑油の点検補給 8 ポンプ運転中の異常音及び発熱の有無 9 ポンプ切り替えの確認 10 ポンプ配線絶縁抵抗の測定 11 スイッチ類のポイント接点の点検整備 12 高架水槽液面制御関係の作動確認 	
排水ポンプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプの切り替えの確認 2 ポンプ電流計の作動点検調整 3 ポンプ揚水の作動確認調整 	
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプ室内の清掃 2 吸気フィルターの清掃（水洗い） 3 表示ランプの球切れ交換 4 保守管理上必要とみられる事項 	

- 4 補修は、乙の負担で実施するものとする。
- 5 乙は、揚水設備警報盤の近くに入居者等に判るよう緊急連絡先の表示を貼付すること。
なお、緊急連絡先の表示内容については、甲と協議するものとする。
- 6 乙は、不具合を発見した場合は、同様な不具合の発生が予想される箇所の点検を行うこと。
- 7 乙は、点検の結果、継続使用することにより著しい損傷又は関連する機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、直ちに甲に報告すること。
- 8 乙は、甲又は入居者等から不具合等の連絡を受けた場合には、直ちに現場に出動し、甲の指示に従い修復及び整備（以下「修繕」という。）を行わなければならない。
また、貯水槽清掃時等の故障等においても、乙の責任所在の有無にかかわらず、甲から要請を受けた場合には、直ちに現場に出動し、甲の指示に従い修繕を行わなければならない。
- 9 乙は、甲又は入居者等から不具合等の連絡を受けた場合、また、これに伴う出動及び修繕対応を行った場合には、当該日分を市営住宅揚水施設及び排水施設保守点検報告書（速報）

により原則として甲の翌営業日の午前8時30分までにFAX等で報告すること。

- 10 不具合等の修繕後、乙は当分の間、巡回等を行い、不具合等があった当該施設が正常な状態であることを確認すること。
- 11 乙は、緊急時の被害拡大を防ぐため、迅速な対応が行うことができるよう次の体制を構築すること。
 - (1) 甲又は入居者等からの連絡時に、代表連絡先の他に複数の連絡先を用意するなど、必ず乙の担当者が連絡を受けることができる体制
 - (2) 甲又は入居者等からの連絡受付後、原則30分以内に乙の担当者が現場へ到着できる体制
- 12 乙は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- 13 乙は、甲から貸与されたポンプ室等の鍵について、適正に管理すること。
- 14 乙は、毎月の業務完了後、当該月分の「業務実施報告書」を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
- 15 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
- 16 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

貯水槽の清掃及び水質検査業務

- 1 乙は、この業務を行うにあたり、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律などの関係法令等に基づき、市営住宅等の受水槽及び高置水槽（以下「貯水槽」という。）を衛生的に管理し、市営住宅等の入居者の健康を保持するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 この業務の対象となる貯水槽の容量等は、別表「給水・排水施設及び貯水槽」のとおりとする。
- 3 この業務において、乙が実施すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 貯水槽の内部及び外部の清掃
 - (2) 貯水槽周囲の除草及びゴミの撤去
 - (3) 防虫網及びパッキンの補修又は交換、その他貯水槽を清掃するうえで必要と認められること。
 - (4) 水道法第34条の2第2項及び水道法施行規則第56条の規定による検査を受けること。
 - (5) 専用水道（井戸）の水質検査を受けること。
- 4 乙は、業務従事者の中に必ず1名以上、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号に規定する次の各号のいずれかに該当する現場責任者をおかなければならない。

また、現場責任者は、機械設備の操作等に熟知しており、揚水ポンプのエアがみ等突発的なトラブルが発生してもそれに即座に対応できるだけの技量を有していること。

 - (1) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - (2) (1)の講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 5 貯水槽清掃作業に従事する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第5号に規定する厚生労働大臣の定める研修を修了した者でなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに甲・乙協議のうえ、これを決定する。
 - (1) 貯水槽内に予測できなかった異物があつた場合及びこれを除去するために危険を生じるか、もしくは著しく作業の工程に遅れを生じる場合
 - (2) 貯水槽内に著しい臭気が有り、作業を阻害する場合
 - (3) 作業中に事故が発生した場合
 - (4) 作業中に異常を発見した場合
 - (5) 業務実施中、市営住宅の入居者との間にトラブルが生じた場合
- 7 業務実施にあたっての留意事項
 - (1) 貯水槽の清掃作業は、受水槽、高置水槽の順に実施し、受水槽と高置水槽の清掃を同一日に実施すること。
 - (2) 入居者へ清掃日及び断水時間を周知するため、「お知らせ文」を作成し、事前に（おおむ

ね作業日の1週間前)住宅内の掲示板等に掲示するとともに、必ず住宅の全戸に配布すること。

また、「お知らせ文」の作成にあたっては、甲の係員と協議のうえ作成すること。

(3) 断水して作業する場合は、入居者が水を必要とする場合に備え、作業現場に適切な数量の生活用水を確保し、必要に応じて入居者に配付すること。

(4) 作業中は、火災等に備え、消火器を携行すること。

(5) 従事者は、消毒済の作業衣、毛髪が露出しない保護帽、手袋、必要に応じてマスク、保護メガネ等保護具を着用し、入槽時にゴム製長靴(入槽専用の長靴を用意すること。)を履くこと。

また、ゴム製長靴は、入槽直前に貯水槽の入口に有効塩素50～100mg/lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液の入った「消毒槽」を置き、その中に浸漬して消毒すること。

(6) 作業に使用するすべての機器類は、給水設備清掃業務専用のものを使用すること。

また、槽内で使用するものは、入槽直前に有効塩素50～100mg/lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて消毒すること。

(7) 貯水槽内で作業を行うときは、照明及び換気等に注意して事故防止を図ること。

(8) 貯水槽の壁面等に付着した物質及び浮遊物質並びに沈殿物質の除去は、壁面等の材質に応じ、適切な方法で行い、壁面等を損傷しないように注意すること。

また、洗浄に用いた水を完全に排除すること。

(9) 水張りを行うときは、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆び等が貯水槽内に流入しないようにすること。

8 清掃作業実施要領

(1) 受水槽を清掃する前には、手動で水を揚げて高置水槽を満杯にすること。

(2) 断水する場合は、各戸の止水栓を閉めてから高置水槽の清掃を行うこと。止水栓を閉める時点でメーターが作動している住戸については、入居者への呼び掛けを行い、止水栓を閉めることを伝えること。

(3) 貯水槽内の水を排出する前に、水が流れるたてどいに破れやズレがないことを確認しておくこと。

(4) 貯水槽内の水を排出するときは、貯水槽の底部に沈殿している汚泥が排水管に流れ込まないようにすること。

特に高置水槽内の水を排出するときは、排水量を調整し、排水口へ流れ込む水量に気を配り、スムーズに水が排出されていることを確認すること。

また、排出中は、人員を張り付けトラブルのないよう注意すること。

(5) 排水中に、貯水槽の外部及び周囲を清掃し、排水を完全にすること。

(6) 排水完了後、清掃前の状況を写真撮影し、その後、貯水槽の送水口をふさぎ、貯水槽出入口周辺及び貯水槽内の水洗いを行うこと。

また、蓋の裏側の水洗いを忘れずに行い、蓋がマンホールの場合には、特にきれいに洗うこと。

(7) 貯水槽の内部及び外部の仕上げ清掃を行い、清掃後の状態について、(6)で写真撮影した場所を同一角度で写真撮影すること。

- (8) 洗浄水を排水した後、水分をふき取り、貯水槽出入口周辺、貯水槽内の天井の下面・壁面・床面の順に、高圧洗浄機等を利用して有効塩素 50～100 mg/l の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を噴霧により吹き付け 1 回目の消毒を行うこと。
 - (9) 1 回目の消毒終了後、貯水槽の蓋を閉じ、30 分以上放置すること。
 - (10) 30 分経過した後、1 回目の消毒と同じ方法により 2 回目の消毒を行うこと。
 - (11) 2 回目の消毒終了後、貯水槽の蓋を閉じ、30 分以上放置することとし、その後、貯水槽内に立ち入らないこと。
 - (12) 30 分経過後、貯水槽内の水洗いを行い、洗浄水を排水した後、貯水槽への水張りを行うこと。特に受水槽には、水を出来るだけ早く満杯にすること。
 - (13) 貯水槽の水張り終了後、漏水箇所の有無及び各種機器の正常な作動を確認し、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成 15 年厚生労働省告示 第 119 号）に従い、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行い、基準を満たしていることを確認すること。

また、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
 - (14) 作業終了後、別途甲が指示する住宅については、水抜きを行うこと。
 - (15) 水槽に水が満杯になるのを確認してから、入居者に水を使用してもらうこと。
 - (16) 清掃終了後、止水栓を開ける時は、水道メーターが止まるのを確認し、入居者に断水の終了を知らせることとし、メーターが止まらない場合は、止水栓を再度閉め、その事情を入居者に知らせること。

なお、入居者が留守の場合は、その旨を記入した「お知らせ文」をドア郵便受けに入れること。
 - (17) 蓋及びドレンバルブが閉まっていることを確認し、後片付けを行い、作業中に生じたゴミ等は、乙において搬出し処分すること。
 - (18) 貯水槽の蓋等の鍵がない場合には、乙の負担において、ほかの住宅の貯水槽の蓋等と同じ鍵を取り付けること。
 - (19) その他、別に定める注意事項を遵守のうえ作業を行うこと。
- 9 乙は、清掃終了後、水質検査を次の検査項目について、公的機関又は厚生労働大臣の許可を受けた業者に速やかに依頼し、甲に検査報告書を提出すること。
- (1) 一般細菌
 - (2) 大腸菌群
 - (3) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - (4) 塩化物イオン
 - (5) 全有機炭素量 (TOC)
 - (6) pH 値
 - (7) 味
 - (8) 臭気
 - (9) 色度
 - (10) 濁度
- 10 乙は、毎日の作業終了後、速やかに住宅毎に「貯水槽清掃業務確認表」を記入し、FAX

等により甲に提出するものとする。

- 11 乙は、業務終了後、速やかに「業務実施報告書」を甲に提出し、確認を受けるものとする。
なお、業務実施報告書には、当該業務の実施前、実施後の状況写真及び有効水量が10 m³を超える受水槽については厚生労働大臣の登録を受けた者（財団法人広島県環境保健協会等）の検査を受け、検査済証を添付するものとする。
- 12 水質検査手数料、水道法第34条の2第2項に基づく検査手数料、清掃等に要する水道料等、防虫網及びパッキンの補修又は交換（金額の多寡にかかわらず）の費用は、すべて乙の負担とする。
- 13 乙は、修繕を必要とする箇所を発見した場合、直ちに甲に報告（写真添付）すること。
- 14 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

《 別表「給水・排水施設及び貯水槽」 》												
区名	住宅名	棟	施設区分	給水方式	受水槽				高架水槽		ポンプ	備考
					台数	全容量(t)	材質	設置方式	台数	容量(t)	台数	
中区	西白島アパート	1	簡易専用水道	高架水槽方式	-	-	-	-	1	7	3	増圧ポンプ2台 排水ポンプ1台
	基町アパート	17	-	-	-	-	-	-	-	-	1	排水ポンプ2台
	基町第十八アパート	18	簡易専用水道	高架水槽方式	1	300	FRP	屋外	6	71	12	揚水ポンプ12台
	基町第十九アパート	19	簡易専用水道	高架水槽方式	1	280	FRP	屋外	3	50	6	揚水ポンプ6台
	基町第二十アパート	20	簡易専用水道	高架水槽方式	1	224	FRP	屋外	5	67	10	揚水ポンプ10台
	基町店舗附設地下駐車	1	-	-	-	-	-	-	-	-	12	排水ポンプ12台
	宝町住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	16	FRP	屋内	1	6	2	揚水ポンプ2台
	平和アパート	1	小規模受水槽水道	高架水槽方式	1	10	FRP	屋外	1	6	2	揚水ポンプ2台
		2	簡易専用水道	高架水槽方式	1	20	FRP	屋外	1	6	3	揚水ポンプ3台
		3							1	6		
	吉島西住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	30	FRP	屋外	1	3		
		2							1	3		
		3							1	2		
	吉島住宅	A	-	直結増圧方式	-	-	-	-	-	-	2	増圧ポンプ2台
		B	-	直結増圧方式	-	-	-	-	-	-	2	増圧ポンプ2台
		C	-	直結増圧方式	-	-	-	-	-	-	2	増圧ポンプ2台
	河原町アパート	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	排水ポンプ1台
	江波みなと東住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	19	FRP	屋外	1	3	4	揚水ポンプ4台
		4							1	3		
		2	簡易専用水道	高架水槽方式	1	24	FRP	屋外	1	3	6	揚水ポンプ6台
		3							1	2		
	6	1	3									
	7	小規模受水槽水道	高架水槽方式	1	10	FRP	屋外	1	3	2		
	江波東アパート	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	30	FRP	屋外	1	8	2	揚水ポンプ2台
		2	小規模受水槽水道	高架水槽方式	1	11	FRP	屋外	1	2	2	揚水ポンプ2台 (フードバルブ有)
	江波みなと西住宅	9	小規模受水槽水道	高架水槽方式	1	12	FRP	屋外	1	3	3	揚水ポンプ2台 排水ポンプ1台
	江波皿山東住宅	3	簡易専用水道	高架水槽方式	1	11	FRP	屋外	1	3	2	揚水ポンプ2台
	江波皿山住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	27	FRP	屋外	1	7	2	揚水ポンプ2台
		2										
		3										
江波山住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	34	FRP	屋外	1	6	4	揚水ポンプ4台	
	2							1	4			
江波緑住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	45	FRP	屋外	1	2	8	揚水ポンプ8台	
	2							1	5			
	3							1	3			
	4							1	2			
江波沖住宅	5	簡易専用水道	加圧ポンプ方式	1	60	FRP	屋内	-	-	2	揚水ポンプ2台	
	6							-	-			
江波沖住宅	8	小規模受水槽水道	加圧ポンプ方式	1	8	FRP	屋外	-	-	2	揚水ポンプ2台	
吉島東住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	55	FRP	屋内	1	15	2	揚水ポンプ2台	
舟入南住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	16.5	FRP	屋内	1	4	2	揚水ポンプ2台	

※ 揚水ポンプと記載している設備は、フードバルブなしの揚水ポンプである。

《 別表「給水・排水施設及び貯水槽」 》														
区名	住宅名	棟	施設区分	給水方式	受水槽				中間水槽		高架水槽		ポンプ 台数	備考
					台数	全容量 (t)	材質	設置 方式	台数	容量 (t)	台数	容量 (t)		
南区	大須賀住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	-	-	-	-	-	-	1	16	4	増圧ポンプ2台 排水ポンプ2台
	京橋住宅(市営住)	1	-	直圧方式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	段原第一住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	12	FRP	屋内	-	-	1	3.4	2	揚水ポンプ2台
	段原南第一住宅	1	小規模貯水槽水道	高架水槽方式	1	7.5	FRP	屋外	-	-	1	3	2	揚水ポンプ2台
	段原南第三住宅	1	小規模貯水槽水道	高架水槽方式	1	10.5	FRP	屋内	-	-	1	3	2	揚水ポンプ2台
	霞第A-1住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	30	FRP	屋内	1	9	1	8	2	揚水ポンプ2台
	霞第B-1住宅	1			30	FRP	屋内	1						
	霞第A-2住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	30	FRP	屋内	1	8	1	12.5	2	揚水ポンプ2台
	霞第B-2住宅	1			30	FRP	屋内	1						
	霞第A-3住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	2	48	FRP	屋内	1	6	1	10	2	揚水ポンプ2台
	霞第A-4住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	56	FRP	屋内	1	6	1	12.5	2	揚水ポンプ2台
	霞第B-3住宅	1												
	霞第A-5住宅	1												
	霞第B-4住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	56	FRP	屋内	1	6	1	12.5	2	揚水ポンプ2台
	霞南住宅	1	-	-	直結増圧方式	-	-	-	-	-	-	-	1	直結給水型ステンレスパッケージ型プー スターポンプ
	皆実平和住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	35	FRP	屋外	-	-	1	4.5	6	揚水ポンプ6台
		2									1	2.7		
		5									1	2.7		
		3	簡易専用水道	高架水槽方式	1	42	FRP	屋外	-	-	1	2.25	8	揚水ポンプ8台
		4									1	2.25		
		6									1	3.38		
		7									1	3.38		
	仁保宮の脇アパー	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	15	FRP	屋外	-	-	1	7.5	2	揚水ポンプ2台
	宇品東住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	52.8	FRP	屋内	-	-	1	14	2	揚水ポンプ2台
	宇品神田住宅	1	小規模貯水槽水道	高架水槽方式	1	9	FRP	屋外	-	-	1	2	2	揚水ポンプ2台
	宇品あかつき住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	38	FRP	屋外	-	-	1	2	8	揚水ポンプ8台
2		1									3			
3		1									3			
4		1									2			
宇品住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	15.75	FRP	屋内	-	-	1	4	2	揚水ポンプ2台	
宇品西住宅	1	簡易専用水道	高架水槽方式	1	21	FRP	屋内	-	-	1	4	4	揚水ポンプ4台	
	3									1	4			
	5	小規模貯水槽水道	高架水槽方式	1	7.5	FRP	屋内	-	-	1	2	2	揚水ポンプ2台	

※ 揚水ポンプと記載している設備は、フードバルブなしの揚水ポンプである。

自家用電気工作物保守点検業務

- 1 本業務は、電気事業法、電気事業法施行令、電気事業法施行規則及びその他の法令に基づき、次に掲げる施設の自家用電気工作物の保安点検を行う。

施設名	所在地	自家用電気工作物		
		需要設備	非常用予備発電装置	非常用予備蓄電池
基町店舗 (第十七アパート)	広島市中区基町 16番17号	350 KVA	—	—
基町第十八アパート	広島市中区基町 18番1号	37 KVA	150 KVA	—
基町第十九アパート	広島市中区基町 19番1号	97 KVA	200 KVA	—
基町第二十アパート	広島市中区基町 20番1号	67 KVA	210 KVA	—
基町店舗附設駐車場	広島市中区基町 19番4号	280 KVA	—	1群

2 提供する役務の品質保証

(1) 法人における品質保証

ア 乙は、点検、試験、事故処理及び相談等の提供する役務について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定されるマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

イ 乙は、電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満足する資格を有し、かつ電気保安法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。

ウ 乙は、保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。

エ 保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあつて、点検・報告等の業務分担が明確となっている体制であること。

(2) 連絡責任者

甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、必要な事項を乙と連絡・協議する責任者を選任する。

(3) 損害賠償

乙は、業務の実施にあたり、故意又は過失により甲又は第三者に損害（甲又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷及び停電による業務の障害等）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

なお、これに備え、損害賠償保険等に加入すること。

3 業務の内容等

(1) 保安管理業務内容

乙は、甲の保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別表1自家用電気工作物及び別表2自家用電気工作物によるものとする。

(2) 業務実施者

乙は、業務の実施にあたり、主任技術者を従事させなければならない。

また、業務に従事する主任技術者は、業務中に火災その他の事故が発生又は発生するおそれがあるときは、臨機の処置をするとともに、直ちに甲に連絡しなければならない。

(3) 実施者の確認

乙は、点検等を行う際（但し緊急時を除く。）には、保安業務担当者等であることを示す身分証明書により本人であることを甲に明らかにすること。

(4) 緊急時の協力体制

乙は、電気事故等、緊急時における宿直・連絡・応動体制等の協力体制について明確にし、1時間以内に応急措置等の対応ができること。

また、故障等のため、甲からの連絡があった場合には、乙は、直ちに主任技術者を派遣しなければならない。

(5) 業務実施にあたっての留意事項

ア 点検作業は、甲の営業日及び営業時間内に行うことを原則とする。ただし、甲が緊急時等に依頼したときは、この限りでない。

イ 点検中、乙の責めに起因して当該設備及び他の設備に故障を発生させた時は、直ちに、甲に連絡し、速やかに復旧作業を行うものとする。

(7) 絶縁監視装置

基町店舗（第十七アパート）、基町店舗附設駐車場については、低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置（50mA以上の漏電電流で感知し発報するもの）を乙の責任において設置し、これを維持管理すること。

乙は、この装置により絶縁状態（漏電）を常時監視し、電路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には、甲に通知するとともに応急措置をとるものとする。

5 安全管理

(1) 安全の確保

乙は、業務の実施にあたり、労働安全衛生規則及び電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業及び高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 保護具及び防護具の使用

乙は、高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用保護具及び絶縁用防護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第342条及び第343条）

また、乙は、そのために必要な適正な保護具及び防護具を常備し、これについて定期的（6か月に1回以上）に耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。（労働安全衛生規則第351条）

なお、その記録は甲の求めがあったときは、直ちに開示しなければならない。

(4) 労働災害総合保険等への加入

乙は、予想される高電圧及び高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。

6 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

乙は、業務に使用するために平成15年経済産業省令第80条電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ及び経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。

(2) 測定器の校正・誤差試験

乙が業務に使用する次の測定機器（継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計及び電流計も含む。）は国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

1) 交流電圧計 2) 交流電流計 3) 絶縁抵抗計 4) 接地抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、乙は、その試験結果の記録を台帳管理するとともに、甲の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

また、合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

7 保安教育

甲の従業員に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、講習会開催の要請を甲から受けた場合、乙は講習会を開催すること。

8 報告事項等

事前承諾書類

乙は、あらかじめ甲に対し、次の書類を提出してその承諾を得なければならない。(変更があった場合も同様とする。)

- (1) 現場責任者（保安業務担当者）及び保安業務従事者の氏名及び3項の資格等を証する書類の写し
- (2) 電気保安管理業務契約状況調書
- (3) 到達時間確認書（地図・距離・交通機関等を明記したもの）
- (4) 緊急時協力体制
- (5) 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の誓約書
- (6) 所有機械器具一覧表（校正・誤差試験記録含む）
- (7) 所有機械保護具・防護具一覧表（耐圧試験記録含む）
- (8) 損害賠償保険の保険証の写し
- (9) 労働災害総合保険等に加入している場合はその保険証の写し
- (10) 実績証明書
- (11) マネジメントシステム文書（社内規約等）
- (12) 指揮命令体制及び業務分担表
- (13) 保安業務従事者が法人の従業員である証明書（健康保険証等）

9 費用の負担等

- (1) 業務を行うために要する費用のうち次のもの以外は全て乙の負担とする。

ア 電気料及び水道料

イ 小修繕において取替等で必要となる機材部品

- (2) 国への届出に要する費用は、乙の負担とする。

10 その他

- (1) 業務を実施するにあたって、関係事業場等を停電させて点検等を行う必要がある場合は、関係者と事前によく打ち合わせのうえ停電作業日を決めること。

また、これに伴う停電の「お知らせ文」を作成し、おおむね作業日の一週間前までには、関係者に配付すること。なお、「お知らせ文」の作成にあたっては、作成前に内容等について甲の職員と打ち合わせを行うこと。

- (2) 経済産業局への申請・届出

契約期間の開始の日から速やかに乙の責任において手続書類を作成し、中国経済産業局長宛に保安管理業務外部委託承認申請書及び保安規程届出書を提出するものとする。（電気事業法第42条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項）

- 11 乙は、毎月の業務完了後、当該月分の「業務実施報告書」を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
- 12 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

別表1 「自家用電気工作物」

点検項目及び点検回数

区分	点 検 項 目	点検回数	備 考
監視	絶縁監視装置等により低圧電線路及び使用場所の設備の絶縁状態を的確に監視すること。	常 時	
月次点検	電気設備の使用状態において、特別の防護措置の必要なく容易に到達できる範囲内から、電気工作物の劣化、損耗及び運転状態を「目で見える」、「音を聴く」、「臭を嗅ぐ」等により、設備の外観上の異常の有無を調査すること。	隔月1回以上	
年次点検	電気設備の運転を停止して、主として月次点検で実施できない電気工作物の劣化、損耗について「目で見える」、「手を触れる」、「臭を嗅ぐ」等により設備の外観上の異常を調査するほか、測定及び試験を行い異常の有無を調査すること。	年1回以上	月次点検も併せて実施する。
臨時点検	電気工作物の外観及び測定・試験記録値の経年変化等に著しい兆候が見受けられたとき、若しくは同類の機器等に欠陥等の異常が発生したとき、あるいは異常気象時(暴風、豪雨、洪水、豪雪等)及び災害時(火災、地震等)等の前後に計画若しくは計画以外に点検・測定及び試験等を行い、異常の有無を調査すること。	必要の都度	

別表2 「自家用電気工作物」

点検内容

区分	電気工作物		点検内容	摘要
点検	使低用圧場電所線の路設及備ひ	配線及び機械器具	絶縁監視	
月次点検	電気設備全般		外部点検 注) 非常用予備電源装置については、外部点検以外に、発電装置は起動停止の状態を、蓄電池は電解液量をそれぞれ確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧・電流のチェック(配電盤等に計測器の取付けであるもの)を行う。
年次点検	受電設備	責任分界点となる開閉器。 引込口配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置(継電器)	外部精密点検 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他機器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	

区分	電気工作物		点検内容	摘要
年次点検	構内	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
	電線路	接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定	
	の使 設用 備場 所	配線及び 機械器具	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装備	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
	電非 源常 装用 置予 備	発電装置	外部精密点検 接地抵抗測定	
		蓄電池装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定は充電器 の電源回路のみ実施する。
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定	
臨時 点 検	受配電盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験 が必要なとき実施する。
	保安装置		継電器動作特性試験及び 遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績が あり、点検を必要とする とき実施する。
			絶縁油の絶縁耐力 及び酸化試験	絶縁油点検の結果により 実施する。
	電非 源常 装用 置予 備	発電装置	制御装置試験 (シーケンス試験)	
		蓄電池装置	セル電圧、液比重、 液温の測定	
	電気設備全般		外部点検	異常気象時及び災害時 に被害の把握を重点に実 施する。
高圧遮断器 高圧開閉器		内部点検		

※ 外部精密点検には、端子締め付け点検を含む。

昇降機施設保守点検業務

- 1 乙は、本業務を行うにあたり、「建築基準法」、「建築基準法施行令」、「建築基準法施行規則」及びその他法令等並びに「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日国住指第3984号）」に基づき、この業務が市営住宅エレベーター設備の安全かつ良好な運転状態を保持するためのものであることを認識し、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の対象施設及び数量は、別表「エレベーター設備」のとおりとする。
- 3 点検方法は、フルメンテナンス契約を基本とし、POG方式とする場合は、事前に甲と協議することとする。
- 4 業務内容は次のとおりとする。
 - (1) 市営住宅エレベーター設備の機能試験及び点検整備を別表「昇降機施設」の点検回数欄のとおり行い、故障又は不具合（以下「故障等」という。）の予防に万全を期すること。
また、建築基準法第12条第4項に定める点検を年1回以上行うこと。
 - (2) 次に掲げる機器について、「点検」、「注油」及び「調整」を行い、必要に応じて修理又は取替えを行うものとする。
 - ア 巻上機、主電動機及び制動機類
 - イ 主開閉器受電盤及び制御盤
 - ウ 調速機類
 - エ 戸開閉装置
 - オ その他の電氣的、機械的部品
 - (3) ガイドレールには適宜給油し、必要に応じてガイドシューの取替えを行うこと。
 - (4) ロープは、必要に応じて修理又は取替えを行うこと。
 - (5) 移動ケーブル類は、必要に応じて修理及び取替えを行うこと。
 - (6) かご内操作盤、通報機、換気扇、乗場押しボタン及び階床表示器等は、常時正常な機能を果たすようランプ取替え等の修理を行うこと。
 - (7) エレベーターの附属装置についても保守点検を行い、乙の判断により必要と認められた場合、修理又は取替えを行うものとする。
 - (8) 安全装置は、必要に応じて全般にわたって点検を行い、年1回は必ず安全テストを行うものとする。
 - (9) 台風（集中豪雨）等の災害のあとは、機械室及びピット内の浸水状況等を確認し、故障等の予防に必要な措置をとること。
- 5 本業務の修理又は取替えの部品等については、エレベーター製作メーカーの推奨する適正なものを使用することとする。
- 6 本業務の修理又は取替えの範囲は、エレベーター設備を通常使用した場合に生じる磨耗及び損傷によるものに限ることとし、甲の管理及び入居者等の取扱いの不備、新規設備の追加及び改造によるものは除くものとする。
- 7 本業務には、次に掲げる機器等に関する修理及び取替えは含まないものとする。
 - (1) 昇降かご（ゴムタイヤを含む。）
 - (2) 押しボタンカバー、階床表示器カバー、操作カバー
 - (3) 昇降路周壁
 - (4) 各階出入口三方枠敷居（附属部品は除く。）
- 8 乙は、遠隔監視装置等により故障等を確認した場合及び故障等のため甲又は入居者等から連絡を受けた場合には、直ちに現場に出動し、修復及び整備を行わなければならない。
また、このとき乙は、次に掲げる故障等の内容により、甲に連絡及び報告しなければならない。

- (1) 人身事故、ドアが「開」状態での昇降、閉じ込め、異常な音・振動、床の段差（4 cm以上）、自然災害（地震・浸水）、異常停止、異臭（オイル臭・焼けた臭い）及び著しいスピードの変化など事故につながる可能性がある場合は、直ちに電話連絡し、状況説明及び運転への対処方法を協議するものとし、その都度、「故障・事故等報告書（速報）」により、原則として翌日の午前8時30分までにFAX等で報告すること。
 - (2) ドア・押しボタン・インターホン・音声装置の故障、鏡の破損、階表示・照明ランプ切れ、床の段差（4 cm未満）及びかご内部のいたずらによる破損など比較的軽微な場合は、その都度、「故障・事故等報告書（速報）」により、原則として甲の翌営業日の午前8時30分までにFAX等で報告すること。
- 9 乙は、故障等の被害拡大を防ぐため、迅速な対応が行うことができるよう、遠隔監視装置等による確認後及び甲又は入居者等からの連絡受付後、原則30分以内に乙の担当者が現場へ到着できる体制を構築すること。
 - 10 乙は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
 - 11 本業務を行うために要する経費のうち、光熱水費は甲の負担とし、その他の経費については、乙の負担とする。
なお、光熱水費の使用にあたっては、乙は本業務以外には使用しないこと。
 - 12 エレベーター非常用電話等の保守に掛かる電話料金は、乙の負担とする。
 - 13 乙は、本業務に登録昇降機検査資格者を従事させなければならない。
 - 14 乙は、毎月の業務完了後、当該月分の「業務実施報告書」を別表「昇降機施設」に記載する住宅順にまとめ、翌月の10日までに提出し、甲の確認を受けるものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
また、建築基準法第12条第4項に定める点検報告については、エレベーターごとに当該月実施分を毎月の業務実施報告書及び点検報告書とまとめて提出するものとする。
 - 15 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
 - 16 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

《 別表「昇降機施設」 》

区名	住宅名	棟	設置業者	整備年度	点検回数	機種	制御	制裁荷重		速度 (m/min)	号機	停止階数	通過階	付加装置 ①地震時管制運転装置(S波) ②地震時管制運転装置(P波) ③停電時自動着床装置 ④音声案内 ⑤故障時自動通報システム(遠隔監視装置) ⑥身体障害者仕様(車椅子) ⑦ITVネットワーク監視システム
					(回/月)			荷重(kg)	定員(人)					
中区	西白島アパート	1	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H24(2012)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	7	-	①,②,③,⑤
	基町第十七アパート	17	㈱日立ビルシステム	H15(2003)	1	機械室レス式	VVVF	900	13	45	1	5	-	①,③,④,⑥ ※R9年度廃止予定
	基町第十八アパート1コア	18-1	フジテック(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	8	3,5,7,9,11	①,③,④,⑤,⑥
	基町第十八アパート1コア	18-1	フジテック(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	2	8	3,5,7,9,11	①,③,⑤
	基町第十八アパート2コア	18-2	日本オーチス・エレベータ(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	9	3,5,7,9,11,13	①,③,④,⑥
	基町第十八アパート2コア	18-2	日本オーチス・エレベータ(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	2	9	3,5,7,9,11,13	①,③
	基町第十八アパート3コア	18-3	日本オーチス・エレベータ(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	9	3,5,7,9,11,13	①,③,④,⑥
	基町第十八アパート3コア	18-3	日本オーチス・エレベータ(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	2	9	3,5,7,9,11,13	①,③
	基町第十八アパート4コア	18-4	東芝エレベータ(株)	H19(2007)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	1	10	-	①,②,③,④,⑤,⑥
	基町第十八アパート4コア	18-4	東芝エレベータ(株)	H19(2007)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	2	10	-	①,②,③,⑤
	基町第十八アパート5コア	18-5	東芝エレベータ(株)	H19(2007)	1	ロープ式	VVVF	1150	17	60	3	11	-	①,②,③,④,⑤,⑥
	基町第十八アパート5コア	18-5	東芝エレベータ(株)	H19(2007)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	4	11	-	①,②,③,⑤
	基町第十八アパート6コア	18-6	日本エレベーター製造(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	1	12	-	①,③,④,⑥
	基町第十八アパート6コア	18-6	日本エレベーター製造(株)	H17(2005)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	2	12	-	①,③
	基町第十九アパート7コア	19-7	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H20(2008)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	3	11	-	①,②,③,④,⑤,⑥
	基町第十九アパート7コア	19-7	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H20(2008)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	4	11	-	①,②,③,⑤
	基町第十九アパート8コア	19-8	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H21(2009)	1	ロープ式	VVVF	1150	17	60	5	12	-	①,②,③,④,⑥
	基町第十九アパート8コア	19-8	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H21(2009)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	6	12	-	①,②,③
	基町第十九アパート9コア	19-9	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H23(2011)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	7	12	-	①,②,③,④,⑥
	基町第十九アパート9コア	19-9	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H23(2011)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	8	12	-	①,②,③
	基町第十九アパート10コア	19-10	日本オーチス・エレベータ(株)	H21(2009)	1	ロープ式	VVVF	1150	17	60	1	21	-	①,②,③,④,⑥
	基町第十九アパート10コア	19-10	日本オーチス・エレベータ(株)	H21(2009)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	21	-	①,②,③
	基町第十九アパート11コア	19-11	日本オーチス・エレベータ(株)	H22(2010)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	1	21	-	①,②,③,④,⑥
	基町第十九アパート11コア	19-11	日本オーチス・エレベータ(株)	H22(2010)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	2	21	-	①,②,③
	基町第二十アパート12コア	20-12	フジテック(株)	H20(2008)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	6	3,5,7	①,②,③,④,⑤,⑥
	基町第二十アパート12コア	20-12	フジテック(株)	H20(2008)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	2	6	3,5,7	①,②,③,⑤
	基町第二十アパート13コア	20-13	フジテック(株)	H21(2009)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	7	3,5,7,9,11	①,②,③,④,⑥
	基町第二十アパート13コア	20-13	フジテック(株)	H21(2009)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	2	7	3,5,7,9,11	①,②,③
	基町第二十アパート14コア	20-14	東芝エレベータ(株)	H22(2010)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	1	8	-	①,②,③,④,⑥
	基町第二十アパート14コア	20-14	東芝エレベータ(株)	H22(2010)	1	ロープ式	VVVF	750	11	45	2	8	-	①,②,③
基町第二十アパート15コア	20-15	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H23(2011)	1	ロープ式	VVVF	1150	17	60	1	9	-	①,②,③,④,⑥	
基町第二十アパート15コア	20-15	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H23(2011)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	9	-	①,②,③	

《 別表「昇降機施設」 》

区名	住宅名	棟	設置業者	整備年度	点検回数 (回/月)	機種	制御	制裁荷重		速度 (m/min)	号機	停止階数	通過階	付加装置 ①地震時管制運転装置(S波) ②地震時管制運転装置(P波) ③停電時自動着床装置 ④音声案内 ⑤故障時自動通報システム(遠隔監視装置) ⑥身体障害者仕様(車椅子) ⑦ITVネットワーク監視システム
								荷重(kg)	定員(人)					
中区	基町第二十アパート16コア	20-16	日本エレベーター製造㈱	H22(2010)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	1	10	-	①,②,③,④,⑥
	基町第二十アパート16コア	20-16	日本エレベーター製造㈱	H22(2010)	1	ロープ式	VVVF	750	11	60	2	10	-	①,②,③
	基町第二十アパート17コア	20-17	日本エレベーター製造㈱	H23(2011)	1	ロープ式	VVVF	1150	17	60	3	11	-	①,②,③,④,⑥
	基町第二十アパート17コア	20-17	日本エレベーター製造㈱	H23(2011)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	4	11	-	①,②,③
	基町第二十一アパート													R8年度完成予定
	基町第二十二アパート													R8年度完成予定
	宝町住宅	1	日本オーチス・エレベーター㈱	H30(2018)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	10	-	①,②,③,⑤,⑥
	吉島東住宅	1	シンドラールエレベータ㈱	H3(1991)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	13	-	①,③
	吉島東住宅	1	シンドラールエレベータ㈱	H3(1991)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	13	-	①,③,④,⑥
	吉島住宅	A	東芝エレベータ㈱	H26(2014)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	1	7	-	①,②,③,④,⑥
	吉島住宅	B	東芝エレベータ㈱	H28(2016)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	2	7	-	①,②,③,④,⑥
	吉島住宅	C	東芝エレベータ㈱	H26(2014)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	3	7	-	①,②,③,④,⑥
	江波みなと東住宅3号棟	3	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H23(2011)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	1	4	2	①,②,③,④
	江波みなと東住宅4号棟	4	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H23(2011)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	1	4	2	①,②,③,④
	江波みなと東住宅4号棟	4	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H23(2011)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	2	4	2	①,②,③,④
	江波みなと東住宅6号棟	6	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H22(2010)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	1	4	2	①,②,③,④,⑥
	江波みなと東住宅6号棟	6	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H22(2010)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	2	4	2	①,②,③,④,⑥
	江波皿山東住宅3号棟	3	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H23(2011)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	1	4	2	①,②,③,④
	江波皿山東住宅3号棟	3	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H23(2011)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	2	4	2	①,②,③,④
	江波皿山東住宅3号棟	3	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H23(2011)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	3	4	2	①,②,③,④
	江波沖住宅5号棟	5	三精輸送機㈱	H7(1994)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	12	-	①,③,④,⑥
	江波沖住宅5号棟	5	三精輸送機㈱	H7(1994)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	12	-	①,③
	江波沖住宅6号棟	6	三精輸送機㈱	H7(1994)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	12	-	①,③,④,⑥
	江波沖住宅6号棟	6	三精輸送機㈱	H7(1994)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	12	-	①,③
	江波沖住宅8号棟	8	三精輸送機㈱	H7(1994)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	4	2.3	①,③,④,⑥
	西川口南住宅	1	日本オーチス・エレベーター㈱	H16(2004)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	1	4	-	①,③,④,⑥
	舟入南住宅	1	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H11(1999)	1	ロープ式	VVVF	600	9	45	1	6	-	①,③,⑤
	舟入南アパート	2	三菱電機ビルテクノサービス㈱	H20(2008)	1	機械室レス式	VVVF	850	13	45	1	3	-	①,②,③,④,⑤,⑥
	江波東第一、二アパート	1・2	シンドラールエレベータ㈱	H15(2003)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	1	5	-	①,③,④,⑥

《 別表「昇降機施設」 》

区名	住宅名	棟	設置業者	整備年度	点検回数 (回/月)	機種	制御	制裁荷重		速度 (m/min)	号機	停止階数	通過階	付加装置 ①地震時管制運転装置(S波) ②地震時管制運転装置(P波) ③停電時自動着床装置 ④音声案内 ⑤故障時自動通報システム(遠隔監視装置) ⑥身体障害者仕様(車椅子) ⑦ITVネットワーク監視システム
								荷重(kg)	定員(人)					
南区	大須賀住宅	1	日本エレベーター製造(株)	H3(1991)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	15	-	①,③※R5年度EV制御機器取替
		1	日本エレベーター製造(株)	H3(1991)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	15	-	①,③※R5年度EV制御機器取替
	霞第A-1住宅	1	日本オーチス・エレベーター(株)	H27(2015)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	6	3,5,7,9	①,②,③,④,⑤,⑥
		1	日本オーチス・エレベーター(株)	H27(2015)	1	ロープ式	VVVF	450	6	60	2	6	3,5,7,9	①,②,③,④,⑤,
	霞第A-2住宅	1	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H30(2018)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	6	3,5,7,9	①,②,③,④,⑥
		1	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H30(2018)	1	ロープ式	VVVF	450	6	60	2	6	3,5,7,9	①,②,③
	霞第A-3住宅	1	日本エレベーター製造(株)	H29(2017)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	6	-	①,②,③,④,⑥
		1	日本エレベーター製造(株)	H29(2017)	1	ロープ式	VVVF	450	6	60	2	6	-	①,②,③
	霞第A-4住宅	1	フジテック(株)	R2	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	5	3,5,7	①,②,③,⑥ ※S58設置
		1	フジテック(株)	R2	1	ロープ式	VVVF	450	6	60	2	5	3,5,7	①,②,③ ※S58設置
	霞第A-5住宅	1	フジテック(株)	R2	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	5	3,5,7	①,②,③,⑥ ※57設置
		1	フジテック(株)	R2	1	ロープ式	VVVF	450	6	60	2	5	3,5,7	①,②,③ ※S57設置
	霞南住宅	1	日本オーチス・エレベーター(株)	H22(2010)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	1	7	-	①,②,③,④,⑤,⑥
	京橋住宅 (市営住宅部分のみ)	1	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H25(2013)	1	機械室レス式	WWF	900	13	60	2	1・3~5	2	①,②,③,④,⑤,⑥,⑦
	段原山崎住宅	1	三精輸送機(株)	H19(2007)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	1	4	-	①,②,③,④,⑥
	段原第一住宅	1	三精輸送機(株)	H5(1993)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	8	-	①,③,⑤
	仁保宮の脇住宅	1	シンドラエレベーター(株)	H12(2000)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	1	3	-	①,③,④,⑥
		2	シンドラエレベーター(株)	H12(2000)	1	機械室レス式	VVVF	600	9	45	2	4	-	①,③,④,⑥
	仁保宮の脇第一アパート	1	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H21(2010)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	1	4	2	①,②,③,④,⑥
		2	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H21(2010)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	2	4	2	①,②,③,④,⑥
		3	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H21(2010)	1	機械室レス式	VVVF	300	4	45	3	4	2	①,②,③,④,⑥
	本浦住宅	1	三菱電機ビルテクノサービス(株)	H12(2000)	1	ロープ式	VVVF	600	9	45	1	4	-	①,③,④,⑤,⑥
	宇品東住宅	1	日本エレベーター製造(株)	H28(2016)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	10	-	①,②,③,④,⑤,⑥
		1	日本エレベーター製造(株)	H28(2016)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	10	-	①,②,③,④,⑤,⑥
宇品住宅	1	東芝エレベーター(株)	H3(1991)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	1	7	-	①,③,⑥	
宇品西住宅	1	日本エレベーター製造(株)	H12(2000)	1	ロープ式	VVVF	600	9	45	1	6	-	①,③	
	3	日本エレベーター製造(株)	H12(2000)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	2	10	-	①,③	
	5	日本エレベーター製造(株)	H12(2000)	1	ロープ式	VVVF	600	9	60	3	10	-	①,③	

自動扉開閉装置設備保守点検業務

- 1 この業務は、市営住宅等に設置している自動扉開閉装置の安全かつ良好な運転状態を保つための保守点検業務である。
- 2 業務の対象となる自動扉開閉装置
 - (1) 基町ショッピングセンター（広島市中区基町19番2号）
 - ア 機種及び台数 テラオカSOV-150K型 4台
 - イ 付属機器 制御装置（コントロール・ボックス）
駆動装置（モーター、ギアー、吊部品）
起動装置（センサー）
 - (2) 基町中央商店会及び基町生協センター（広島市中区基町16番17号）
 - ア 機種及び台数 ナブコDS-60型引分自動ドア 5台
ダイハツEDM-18型引分自動ドア 3台
 - イ 付属機器 制御装置（コントロール・ボックス）
駆動装置（モーター、ギアー、吊部品）
起動装置（センサー）
 - (3) 江波沖住宅6号棟102号室（広島市中区江波西二丁目14番6号）
機種及び台数 MA-103S型 1台
- 3 業務場所は、前項のとおりとする。
- 4 業務内容は次のとおりとする。
 - (1) 年に3回の定期点検調整を行う。（各年度4月、8月、12月）
 - (2) 不時の事故の際、乙は甲等より連絡があった場合、技術員を派遣し速やかに修理する。
 - (3) 修理の範囲は、自動扉を通常使用した場合に生じる磨耗及び破損によるものに限ることとし、甲の管理取り扱いの不備、新規設備の追加及び改造によるものは除くものとする。
- 5 その他
 - (1) 乙は、その責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲の設定に基づき、その損害を賠償しなければならない。
 - (2) 乙は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負わなければならない。なお、「その責めに帰すべき理由」に次のア及びイは含まないものとする。
 - ア 設備の経年劣化による著しい腐食、溶接又は接続部分の不備等維持管理に帰するとき。
 - イ 天災その他の予知できない異変と認められる不可抗力に基づき、損害を被ったとき。
 - (3) 乙は、前号に備え、損害賠償責任保険等に加入すること。
 - (4) 乙は、毎月の業務完了後、当該月分の「業務実施報告書」を、速やかに甲に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
 - (5) 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
 - (6) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

消防用設備等保守点検業務

- 1 この業務は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令、消防法施行規則その他関係法令に基づき、消防用設備等及び防火上必要な建築設備（以下「設備」という。）の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るために行うものである。
- 2 業務の対象施設及び数量は、別表「消防用設備」及び「防火対象物点検履行場所一覧表」のとおりとする。
- 3 業務内容は、消防法第17条の3の3に基づく設備の点検（以下「点検」という。）に関する事及び消防法第8条2の2に基づく防火対象物点検報告に関する事（以下「防火対象物の点検」という。）とする。
- 4 前項で定める業務のほか、業務上必要な軽微な保守（ランプ類・ヒューズ類・樹脂ガラス類の部品の取替、放射テスト用の泡・粉末等の詰替薬剤の充填及び調整）は、乙の負担において実施するものとする。
- 5 乙は、点検時に消火器の紛失を発見した場合、点検期間内に消火器の補充を行うものとする。
- 6 点検回数は2回とし、第1回目の点検（機器点検及び総合点検）を業務実施年度の4月1日から9月末日までの間に、第2回目の点検（機器点検）を業務実施年度の10月1日から翌年3月末日までの間に実施するものとする。ただし、各施設とも第1回目の点検終了後、おおよそ6か月の期間を空け、第2回目の点検を実施するものとする。

防火対象物の点検回数は1回とし、業務実施年度の12月1日から12月31日までの間に実施するものとする。
- 7 乙は、業務に消防設備士、消防設備点検資格者又は防火対象物点検資格者等の有資格者を従事させなければならない。
- 8 乙は、甲が住宅管理人等との事前調整及び作業方法等について別途に指示した場合は、それに従うものとする。

また、乙は入居者へ業務の実施を周知するため、作業日時等についての「お知らせ文」を作成し、事前におおむね作業日の1週間前）住宅内の掲示板等に掲示するとともに、点検時に室内に入る必要がある住戸については、「お知らせ文」を配付すること。
- 9 乙は、消防用設備等の点検後、一般財団法人広島県消防設備管理協会が発行する消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付すること。
- 10 乙は、点検については、第1回目及び第2回目の各点検終了後、「業務実施報告書」とともに、「点検結果不備事項一覧表」及び平成16年消防庁告示第9号に基づく様式による点検結果報告書を第1回目は業務実施年度の9月末日までに、第2回目は業務実施年度の翌年3月末日までに提出し、甲の確認を受けるものとする。

なお、点検結果報告書の提出部数は、機器点検の場合は2部、総合点検の場合は3部用意し、別表「消防用設備」に記載する住宅順にファイルに綴じ込んで、各区建築課に提出するものとする。

また、防火対象物の点検については、点検終了後、「業務実施報告書」とともに、平成16年消防庁告示第11号に基づく様式による点検結果報告書3部を業務実施年度の12月31日までに提出し、各区建築課の確認を受けるものとする。
- 11 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
- 12 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

《 別表「防火対象物の点検履行場所一覧表」 》(中区)

番号	施設名	所在地
1	河原町アパート・駐車場・店舗	広島市中区河原町15-16
2	宝町住宅	広島市中区宝町3-14
3	基町中央施設(店舗・駐車場等)	広島市中区基町19-2
4	基町第十七アパート・店舗	広島市中区基町16-17
5	江波沖住宅8号棟	広島市中区江波西二丁目14-8
6	京橋住宅	広島市南区京橋町6-19

※点検履行場所は増減する可能性があります。

※点検の可否については、中消防署へ確認してください。

※京橋住宅分は管理会社が実施するため、その他の点検業務等含めた負担金を支払うこと。

《 別表「消防用設備」 》(中区)

消防用設備等		住宅名	西白島アパート	宝町住宅	平和第一アパート	平和第二アパート	平和第三アパート・集会室	吉島東住宅	吉島西住宅1号棟	吉島西住宅2号棟	吉島西住宅3号棟・集会室	吉島住宅A棟	吉島住宅B棟	吉島住宅C棟	河原町アパート・駐車場	西川口住宅1号棟	西川口住宅2号棟	西川口南住宅	
消火設備	消火器		28	19	12	12	13	64	15	15	11	29	35	35	20	4	4	8	
	感知器(スプリンクラーヘッド)														32				
	パッケージ型消火設備																		
	移動式粉末消火設備																		
	不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器																	
		容器開放弁																	
		選択弁																	
		噴射ヘッド																	
		起動容器																	
		起動用開放器																	
		起動操作盤																	
		音響警報盤																	
		制御盤二回線																	
		電源装置																	
		圧力スイッチ																	
		放出表示灯																	
		スピーカー																	
		連動シャッター																	
	ガス連動ダンパー																		
	泡消火設備	加圧送水装置														1			
泡タンク															1				
自動起動装置															1				
自動警報装置															1				
ポンプ操作盤															1				
警報盤															1				
一斉開放弁															6				
発泡機															64				
シャッター															1				
混合装置														1					
屋内消火栓設備	加圧送水装置			1															
	起動装置			1															
	ポンプ操作盤			1															
	屋内消火栓			9															
	表示灯(赤ランプ)																		
	呼水槽																		
	消火栓連動起動装置			9															
警報設備	受信機		1	1				1				1	1	1	1				
	受信機(住宅情報盤)											62	70	70					
	副受信機																		
	煙式感知器			1			5					3	2	2					
	スポット型熱感知器		12	332			458					167	227	232	30				
	発信機(押ボタン)		4	9			25								2				
	電鈴(ベル)		5	9			26								2				
	表示灯(赤ランプ)		4	9			25					5	5	5	2				
	警報盤																		
	総合盤																		
	情報盤																		
	ドアホン											62	70	70					
	電源装置											1	1	1					
	直流電源装置																		
	増幅器																		
	スピーカー																		
電源装置																			
非常発信機(押ボタン)			1		1												2		
非常電鈴(ベル)			1		1												4		
非常表示灯(赤ランプ)			1		1												2		
避難設備	緩降機			1														0	
	避難ほしご								4	8	8		12	12		2	2	3	
	誘導灯		5					38							4				
消火活動上必要な設備等	消防用水																		
	連結送水管(送水口・採水口)		1	9				1				1	1	1					
	連結送水管(放水口)		5	8				11				5	5	5					
	連結送水管(ホース格納箱)							3											
	非常コンセント							3											
	防火防煙設備	制御盤六回線																	
		制御盤一回線																	
		電動シャッター																	
		煙式感知器																	
		スポット型熱感知器																	
		排煙ダンパー・防火戸																	
		排煙ダンパー用遠隔操作盤																	
	防火シャッター(電動)																		
シャッター																	1		
合計		68	419	15	12	13	660	19	23	19	334	426	433	170	6	6	20		

《 別表「消防用設備」 》(中区)

消防用設備等	住宅名																
	舟入南住宅	舟入南第一・ニアアパート	江波みなと東住宅1号棟	江波みなと東住宅2号棟	江波みなと東住宅3号棟	江波みなと東住宅4号棟	江波みなと東住宅5号棟	江波みなと東住宅6号棟	江波みなと東住宅7号棟	江波東第一アパート	江波東第二アパート	江波みなと西住宅1号棟	江波みなと西住宅2号棟	江波みなと西住宅3号棟	江波みなと西住宅4号棟	江波みなと西住宅5号棟	
消火器	27	29	12	12	6	12	4	12	12	20	4	6	6	4	4	4	
感知器(スプリンクラーヘッド)																	
パッケージ型消火設備																	
移動式粉末消火設備																	
不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器																
	容器開放弁																
	選択弁																
	噴射ヘッド																
	起動容器																
	起動用開放器																
	起動操作盤																
	音響警報盤																
	制御盤二回線																
	電源装置																
	圧力スイッチ																
	放出表示灯																
	スピーカー																
	連動シャッター																
	ガス連動ダンパー																
泡消火設備	加圧送水装置																
	泡タンク																
	自動起動装置																
	自動警報装置																
	ポンプ操作盤																
	警報盤																
	一斉開放弁																
	発泡機																
屋内消火栓設備	シャッター																
	混合装置																
	加圧送水装置																
	起動装置																
	ポンプ操作盤																
警報設備	屋内消火栓																
	表示灯(赤ランプ)																
	呼水槽																
	消火栓連動起動装置																
	受信機	1	2								1						
	受信機(住宅情報盤)																
	副受信機																
	煙式感知器	4	1								2						
	スポット型熱感知器	244	133														
	発信機(押ボタン)	62	6								2						
電鈴(ベル)	14	6								2							
表示灯(赤ランプ)	12	6								2							
警報盤																	
総合盤																	
情報盤																	
ドアホン	50																
電源装置																	
直流電源装置																	
非常放送	増幅器																
	スピーカー																
	電源装置																
	発信機(押ボタン)																
非常警報	電鈴(ベル)																
	電鈴(ベル)																
	表示灯(赤ランプ)																
避難設備	緩降機																
	避難はしご	5		8	8	8	8	4	8	8	12	2					
誘導灯	22																
消火活動上必要な設備等	消防用水																
	連結送水管(送水口・採水口)																
	連結送水管(放水口)																
	連結送水管(ホース格納箱)																
	非常コンセント																
	防火防煙設備	制御盤六回線															
		制御盤一回線															
		電動シャッター															
		煙式感知器															
		スポット型熱感知器															
		排煙ダンパー・防火戸															
		排煙ダンパー用遠隔操作盤															
	防火シャッター(電動)																
	シャッター																
	合計	441	183	20	20	14	20	8	20	20	32	15	6	6	4	4	4

《 別表「消防用設備」 》(中区)

消防用設備等		住宅名																	
		江波みなと西住宅6号棟	江波みなと西住宅7号棟	江波みなと西住宅8号棟	江波みなと西住宅9号棟	江波皿山東住宅1号棟	江波皿山東住宅2号棟	江波皿山東住宅3号棟	江波皿山住宅1号棟	江波皿山住宅2号棟	江波皿山住宅3号棟	江波皿山住宅4号棟	江波皿山住宅集会室	江波沖住宅1号棟	江波沖住宅2号棟	江波沖住宅3号棟	江波沖住宅4号棟		
消火設備	消火器	4	4	4	17	8	4	18	12	12	12	6	1	12	12	12	14		
	感知器(スプリンクラーヘッド)																		
	パッケージ型消火設備																		
	移動式粉末消火設備																		
	不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器																	
		容器開放弁																	
		選択弁																	
		噴射ヘッド																	
		起動容器																	
		起動用開放器																	
		起動操作盤																	
		音響警報盤																	
		制御盤二回線																	
		電源装置																	
		圧力スイッチ																	
		放出表示灯																	
		スピーカー																	
		連動シャッター																	
	ガス連動ダンパー																		
	泡消火設備	加圧送水装置																	
		泡タンク																	
		自動起動装置																	
		自動警報装置																	
		ポンプ操作盤																	
		警報盤																	
		一斉開放弁																	
		発泡機																	
シャッター																			
混合装置																			
屋内消火栓設備	加圧送水装置																		
	起動装置																		
	ポンプ操作盤																		
	屋内消火栓																		
	表示灯(赤ランプ)																		
	呼水槽																		
	消火栓連動起動装置																		
警報設備	受信機																		
	受信機(住宅情報盤)																		
	副受信機																		
	煙式感知器																		
	スポット型熱感知器																		
	発信機(押ボタン)																		
	電鈴(ベル)																		
	表示灯(赤ランプ)																		
	警報盤																		
	総合盤																		
	情報盤																		
	ドアホン																		
	電源装置																		
	直流電源装置																		
非常放送	増幅器																		
	スピーカー																		
	電源装置																		
	発信機(押ボタン)																		
非常警報	電鈴(ベル)																		
	表示灯(赤ランプ)																		
避難設備	緩降機																		
	避難はしご				3	4	2	4					6	6	7	10			
消火活動上必要な設備等	誘導灯																		
	消防用水																		
	連結送水管(送水口・採水口)																		
	連結送水管(放水口)																		
	連結送水管(ホース格納箱)																		
	非常コンセント																		
	防火防煙設備	制御盤六回線																	
		制御盤一回線																	
		電動シャッター																	
		煙式感知器																	
		スポット型熱感知器																	
		排煙ダンパー・防火戸																	
		排煙ダンパー用遠隔操作盤																	
	防火シャッター(電動)																		
シャッター																			
合計	4	4	4	20	12	6	22	12	12	12	6	1	18	18	19	24			

《 別表「消防用設備」 》(中区)

消防用設備等		住宅名															
		江波沖住宅5号棟	江波沖住宅6号棟	江波沖住宅オーブンデッキ	江波沖住宅地下駐車場	江波沖住宅集会室	江波沖住宅8号棟	江波山住宅1号棟	江波山住宅2号棟・集会所	江波緑住宅1号棟	江波緑住宅2号棟	江波緑住宅3号棟	江波緑住宅4号棟・集会所	江波第一アパート	江波第二アパート	江波第三アパート	
消防設備	消火器	35	30		19	2	9	16	13	8	19	15	10	12	12	12	
	感知器(スプリンクラーヘッド)				352												
	パッケージ型消火設備																
	移動式粉末消火設備																
	不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器															
		容器開放弁															
		選択弁															
		噴射ヘッド															
		起動容器															
		起動用開放器															
		起動操作盤															
		音響警報盤															
		制御盤二回線															
		電源装置															
		圧力スイッチ															
		放出表示灯															
		スピーカー															
		連動シャッター															
	ガス連動ダンパー																
	泡消火設備	加圧送水装置				1											
		泡タンク				1											
		自動起動装置				55											
		自動警報装置															
		ポンプ操作盤				1											
		警報盤															
		一斉開放弁				55											
		発泡機				482											
	屋内消火栓設備	シャッター															
		混合装置				1											
		加圧送水装置							1								
		起動装置															
		ポンプ操作盤										1					
		屋内消火栓										9					
		表示灯(赤ランプ)															
		呼水槽										1					
	警報設備	消火栓連動起動装置															
		受信機	1	1							1						
		受信機(住宅情報盤)															
		副受信機										2					
		煙式感知器	1	5								14					
		スポット型熱感知器	239	350								232					
		発信機(押ボタン)	27	27								10					
		電鈴(ベル)	27	29								10					
		表示灯(赤ランプ)	27	27								10					
		警報盤															
		総合盤															
		情報盤															
ドアホン																	
電源装置																	
直流電源装置												1					
非常放送		増幅器										1					
		スピーカー										52					
	電源装置																
	発信機(押ボタン)														4		
非常警報	電鈴(ベル)														4		
	表示灯(赤ランプ)														4		
避難設備	緩降機																
	避難はしご																
消火活動上必要な設備等	誘導灯	28	28	0	10												
	消防用水																
	連結送水管(送水口・採水口)	3	4								2						
	連結送水管(放水口)	10	10								6						
	連結送水管(ホース格納箱)	2	2														
	非常コンセント	2	2														
	防火防煙設備	制御盤六回線															
		制御盤一回線															
		電動シャッター															
		煙式感知器	2	2													
		スポット型熱感知器	2	4													
		排煙ダンパー・防火戸	2	2													
		排煙ダンパー用遠隔操作盤															
	防火シャッター(電動)																
	シャッター															2	
合計	433	476	0	989	2	378	19	19	14	25	21	12	12	12	12		

《 別表「消防用設備」 》(中区)

消防用設備等		住宅名																	
		基町第一アパート	基町第二アパート	基町第三アパート	基町第四アパート	基町第五アパート	基町第六アパート	基町第七アパート	基町第八アパート	基町第九アパート	基町第十アパート	基町第十一アパート	基町第十二アパート	基町第十三アパート	基町第十四アパート	基町第十五アパート	基町第十六アパート		
消火設備	消火器	12	12	12	12	8	12	12	12	16	16	16	16	16	16	16	16		
	感知器(スプリンクラーヘッド)																		
	パッケージ型消火設備																		
	移動式粉末消火設備																		
	不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器																	
		容器開放弁																	
		選択弁																	
		噴射ヘッド																	
		起動容器																	
		起動用開放器																	
		起動操作盤																	
		音響警報盤																	
		制御盤二回線																	
		電源装置																	
		圧力スイッチ																	
		放出表示灯																	
		スピーカー																	
		連動シャッター																	
	ガス連動ダンパー																		
	泡消火設備	加圧送水装置																	
		泡タンク																	
		自動起動装置																	
		自動警報装置																	
		ポンプ操作盤																	
		警報盤																	
		一斉開放弁																	
		発泡機																	
屋内消火栓設備	シャッター																		
	混合装置																		
	加圧送水装置																		
	起動装置																		
	ポンプ操作盤																		
	屋内消火栓																		
	表示灯(赤ランプ)																		
呼水槽																			
消火栓連動起動装置																			
警報設備	受信機																		
	受信機(住宅情報盤)																		
	副受信機																		
	煙式感知器																		
	スポット型熱感知器																		
	発信機(押ボタン)																		
	電鈴(ベル)																		
	表示灯(赤ランプ)																		
	警報盤																		
	総合盤																		
	情報盤																		
	ドアホン																		
	電源装置																		
	直流電源装置																		
非常放送	増幅器																		
	スピーカー																		
	電源装置																		
	発信機(押ボタン)																		
非常警報	電鈴(ベル)																		
	表示灯(赤ランプ)																		
避難設備	避難機																		
	避難はしご																		
消火活動上必要な設備等	誘導灯																		
	消防用水																		
	連結送水管(送水口・採水口)																		
	連結送水管(放水口)																		
	連結送水管(ホース格納箱)																		
	非常コンセント																		
	防火防煙設備	制御盤六回線																	
		制御盤一回線																	
		電動シャッター																	
		煙式感知器																	
		スポット型熱感知器																	
		排煙ダンパー・防火戸																	
		排煙ダンパー用遠隔操作盤																	
	防火シャッター(電動)																		
シャッター																			
合計	12	12	12	12	8	12	12	12	16	16	16	16	16	16	16	16			

《別表「消防用設備」》(中区)

消防用設備等		基町第十七アパート・店	基町第十八アパート	基町第十九アパート	基町第二十アパート	基町店舗(デルタ商店街)	基町中央施設(店舗・駐車場等)	住宅管理事務所基町分室	基町中央・老人集会所(児童館)	基町店舗(分散店舗215号前)	
消火設備	消火器	81	1,084	938	827	5	33	2	3	1	
	感知器(スプリングラーヘッド)						490				
	パッケージ型消火設備										
	移動式粉末消火設備										
	不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器									
		容器開放弁									
		選択弁									
		噴射ヘッド									
		起動容器									
		起動用開放器									
起動操作盤											
音響警報盤											
制御盤二回線											
電源装置											
泡消火設備	圧力スイッチ										
	放出表示灯										
	スピーカー										
	連動シャッター										
	ガス連動ダンパー										
	加圧送水装置						2				
	泡タンク						2				
	自動起動装置						1				
	自動警報装置						1				
	ポンプ操作盤						2				
屋内消火栓設備	警報盤						1				
	一斉開放弁						4				
	発泡機						36				
	シャッター						15				
	混合装置						1				
	加圧送水装置				1		1				
	起動装置				1		1				
	ポンプ操作盤				1		1				
	屋内消火栓	14	2	2	37		8				
	表示灯(赤ランプ)										
警報設備	呼水槽										
	消火栓連動起動装置				37		12				
	受信機	2	6	5	6		2	1	1		
	受信機(住宅情報盤)										
	副受信機										
	煙式感知器	35	5	22	27		1				
	スポット型熱感知器	129	1,394	1,086	1,197		238				
	発信機(押ボタン)	7	59	76	70		12		2		
	電鈴(ベル)	8	62	107	88		13		2		
	表示灯(赤ランプ)	7	59	97	70		12		2		
避難設備	警報盤										
	総合盤										
	情報盤										
	ドアホン										
	電源装置										
	直流電源装置										
	増幅器						1	1			
	スピーカー		2	3			35				
	電源装置						1	1			
	発信機(押ボタン)										
消火活動上必要な設備等	電鈴(ベル)										
	表示灯(赤ランプ)										
	緩降機										
	避難はしご										
	誘導灯	37	18	192	72		55		4	2	
	消防用水										
	連結送水管(送水口・採水口)	4	4	3	3						
	連結送水管(放水口)	4	12	8	12		4				
	連結送水管(ホース格納箱)		47	52	42		6				
	非常コンセント		23	31	18						
防火防煙設備	非常コンセント		43	60	38						
	制御盤六回線						1				
	制御盤一回線	1									
	電動シャッター	1									
	煙式感知器						1				
	スポット型熱感知器						8				
	排煙ダンパー・防火戸						7				
	排煙ダンパー用遠隔操作盤						4				
	防火シャッター(電動)										
	シャッター										
合計	330	2,820	2,682	2,547	5	1,012	5	14	3		

《別表「消防用設備」》(南区)

消防用設備等		住宅名	段原第一住宅	段原第二住宅	段原南第一住宅	段原南第二住宅	段原南第三住宅	段原南集会所	段原山崎住宅	霞A-1住宅	霞A-2住宅	霞A-3住宅	霞A-4住宅	霞A-5住宅	霞B-1住宅	霞B-2住宅	霞B-3住宅	霞B-4住宅	
消火設備	消火器		23	12	8	20	10	2	8	37	38	38	34	34	12	12	9	9	
	感知器(スプリンクラーヘッド)																		
	パッケージ型消火設備																		
	移動式粉末消火設備																		
	不活性ガス消火設備	二酸化炭素ガス容器																	
		容器開放弁																	
		選択弁																	
		噴射ヘッド																	
		起動容器																	
		起動用開放器																	
		起動操作盤																	
		音響警報盤																	
		制御盤二回線																	
		電源装置																	
		圧力スイッチ																	
		放出表示灯																	
		スピーカー																	
	連動シャッター																		
	ガス連動ダンパー																		
	泡消火設備	加圧送水装置																	
泡タンク																			
自動起動装置																			
自動警報装置																			
ポンプ操作盤																			
警報盤																			
一斉開放弁																			
発泡機																			
シャッター																			
混合装置																			
屋内消火栓設備	加圧送水装置																		
	起動装置																		
	ポンプ操作盤																		
	屋内消火栓																		
	表示灯(赤ランプ)									5	5	5	4	4					
	呼水槽																		
消火栓連動起動装置																			
警報設備	受信機								16			1							
	受信機(住宅情報盤)																		
	副受信機									1	1	1	1	1					
	煙式感知器								6	5	10	10	9	9					
	スポット型熱感知器								112	125	131	133	108	105					
	発信機(押ボタン)								4	20	20	20	18	18					
	電鈴(ベル)								4	37	37	36	33	33					
	表示灯(赤ランプ)								4	20	20	20	18	18					
	警報盤											1							
	総合盤																		
	情報盤																		
	ドアホン																		
	電源装置									1	1	1	1	1					
	直流電源装置																		
	非常放送	増幅器																	
スピーカー																			
電源装置																			
非常警報																			
非常警報	発信機(押ボタン)		8																
	電鈴(ベル)		8																
	表示灯(赤ランプ)		8																
	非常警報																		
避難設備	緩降機																		
	避難はしご		14	4	12	13	5		3	24	24	24	22	22	6	6	4	4	
消火活動上必要な設備等	誘導灯		2						4	4	4	4	3	3					
	消防用水									1		1		1					
	連結送水管(送水口・採水口)		1							1	1	1	1	1					
	連結送水管(放水口)		6							5	5	5	4	4					
	連結送水管(ホース格納箱)									1	1	1							
	非常コンセント									1	1	1							
	防火防煙設備	制御盤六回線																	
		制御盤一回線																	
		電動シャッター																	
		煙式感知器																	
		スポット型熱感知器																	
排煙ダンパー・防火戸																			
排煙ダンパー用遠隔操作盤																			
防火シャッター(電動)																			
シャッター																			

《別表「消防用設備」》(南区)

住宅名		震東集会所	震西集会所	霞店舗B棟	霞南住宅・集会所	大須賀住宅	京橋住宅(市営住宅部分のみ)	皆実平和住宅1号棟	皆実平和住宅2号棟	皆実平和住宅3号棟	皆実平和住宅4号棟	皆実平和住宅5号棟	皆実平和住宅6号棟	皆実平和住宅7号棟	皆実平和住宅集会所	旭南住宅	仁保宮の脇住宅1号棟	仁保宮の脇住宅2号棟・集会所	
消防用設備等	消火器	1	1	3	43	118	12	24	12	10	10	10	15	15	1	4	8	10	
	感知器(スプリンクラーヘッド)						213												
	パッケージ型消火設備						6												
	移動式粉末消火設備																		
	消火設備	不活性ガス消火設備																	
		二酸化炭素ガス容器																	
		容器開放弁																	
		選択弁																	
		噴射ヘッド																	
		起動容器																	
		起動用開放器																	
		起動操作盤																	
		音響警報盤																	
		制御盤二回線																	
		電源装置																	
		圧力スイッチ																	
		放出表示灯																	
		スピーカー																	
	連動シャッター																		
	ガス連動ダンパー																		
泡消火設備	加圧送水装置																		
	泡タンク																		
	自動起動装置																		
	自動警報装置																		
	ポンプ操作盤																		
	警報盤																		
	一斉開放弁																		
	発泡機																		
	シャッター																		
	混合装置																		
屋内消火栓設備	加圧送水装置																		
	起動装置																		
	ポンプ操作盤																		
	屋内消火栓																		
	表示灯(赤ランプ)																		
	呼水槽																		
	消火栓連動起動装置																		
警報設備	受信機			1		1													
	受信機(住宅情報盤)				1														
	副受信機			1		1													
	煙式感知器			1	299	10	12												
	スポット型熱感知器			12		951	141												
	発信機(押ボタン)					30	6												
	電鈴(ベル)				70	30													
	表示灯(赤ランプ)					30	6												
	警報盤																		
	総合盤																		
	情報盤																		
	ドアホン																		
	電源装置																		
	直流電源装置																		
非常放送非常警報	増幅器																		
	スピーカー						47												
	電源装置																		
	発信機(押ボタン)															4	3		
避難設備	電鈴(ベル)															4	3		
	表示灯(赤ランプ)															4	3		
	緩降機																		
消火活動上必要な設備等	避難はしご				12			8	8	6	6	6	6	6		6	3		
	誘導灯					92	22												
	消防用水																		
	連結送水管(送水口・採水口)				1	1													
	連結送水管(放水口)					8	3												
	連結送水管(ホース格納箱)				5	5													
	非常コンセント					5													
	防火防煙設備	制御盤六回線																	
		制御盤一回線																	
		電動シャッター																	
煙式感知器						15													
スポット型熱感知器																			
排煙ダンパー・防火戸						30	3												
排煙ダンパー用遠隔操作盤																			
防火シャッター(電動)					5	1													
シャッター																			

《別表「消防用設備」》(南区)

消防用設備等	住宅名																		
	仁保宮の脇第一アパート	仁保宮の脇第二アパート	本浦住宅	宇品母子住宅1号棟	宇品母子住宅2号棟	宇品東住宅	宇品神田住宅1号棟	宇品神田住宅2号棟	宇品神田住宅集会所	宇品あかつき住宅1号棟	宇品あかつき住宅2号棟	宇品あかつき住宅3号棟	宇品あかつき住宅4号棟	宇品あかつき住宅集会所	宇品住宅	宇品西住宅1・2・3号棟	宇品西住宅4・5号棟	似島住宅	松原店舗
消火器	15	10	12	9	9	68	12	12	1	10	15	15	10	1	13	51	26	6	18
感知器(スプリンクラーヘッド)																			
パッケージ型消火設備																			
移動式粉末消火設備																			
不活性ガス消火設備																			
二酸化炭素ガス容器																			
容器開放弁																			
選択弁																			
噴射ヘッド																			
起動容器																			
起動用開放器																			
起動操作盤																			
音響警報盤																			
制御盤二回線																			
電源装置																			
圧力スイッチ																			
放出表示灯																			
スピーカー																			
連動シャッター																			
ガス連動ダンパー																			
泡消火設備																			
加圧送水装置																			
泡タンク																			
自動起動装置																			
自動警報装置																			
ポンプ操作盤																			
警報盤																			
一斉開放弁																			
発泡機																			
シャッター																			
混合装置																			
屋内消火栓設備																			
加圧送水装置																			
起動装置																			
ポンプ操作盤																			
屋内消火栓																			
表示灯(赤ランプ)																			
呼水栓																			
消火栓連動起動装置																			
警報設備																			
受信機						1										1	2		
受信機(住宅情報盤)																			
副受信機																			
煙式感知器						4										4	3		
スポット型熱感知器						56										346	158		
発信機(押ボタン)						19										92	41		
電鈴(ベル)						19										30	14		
表示灯(赤ランプ)						19										28	13		
警報盤																			
総合盤																			
情報盤																			
ドアホン																64	28		
電源装置																			
直流電源装置																1	1		
増幅器																			
スピーカー																			
電源装置																			
非常放送																			
発信機(押ボタン)			8													7			
電鈴(ベル)			8													7			
表示灯(赤ランプ)			8													7			
避難設備																			
緩降機																			
避難はしご						9	8	4		6	6	6	6			36	14	4	
誘導灯			2			27									8	50	14		
消防用水																			
連結送水管(送水口・採水口)						1									1	1	1		
連結送水管(放水口)						8									5	16	4		
連結送水管(ホース格納箱)																			
非常コンセント																			
防火防煙設備																			
制御盤六回線																			
制御盤一回線																			
電動シャッター																			
煙式感知器																			
スポット型熱感知器																			
排煙ダンパー・防火戸																			
排煙ダンパー用遠隔操作盤																			
防火シャッター(電動)																			
シャッター																			
合計	15	10	38	9	9	231	20	16	1	16	21	21	16	1	48	720	319	10	18

※ 京橋住宅分は管理会社が実施するため、その他の点検業務等を含めた負担金を支払うこと。

《別表「消防用設備」》(耐圧試験対象消防用ホース一覧表)

区別	住宅名	設置階	設置場所	用途	径・長さ	製造者名	型式番号	製造年	本数	試験年月日		
										前回	次回	次々回
中区	吉島東住宅	11階	EV前通路	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成3年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		12階	EV前通路	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成3年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		13階	EV前通路	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成3年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	宝町住宅	2階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		3階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		4階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		5階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		6階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		7階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		8階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		9階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
		10階	廊下	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	コ第63-11	平成22年	2	令和6年6月 (2024年6月)	令和9年6月 (2027年6月)	-
	江波沖住宅5号棟	10階	1号室横通路	連結送水管用	65A×20m	サクラ	コ第54-5-1	平成7年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		11階	1号室横通路	連結送水管用	65A×20m	サクラ	コ第54-5-1	平成7年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	江波沖住宅6号棟	10階	1号室横通路	連結送水管用	65A×20m	サクラ	コ第54-5-1	平成6年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		11階	1号室横通路	連結送水管用	65A×20m	サクラ	コ第54-5-1	平成6年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	江波沖住宅8号棟	4階	廊下	屋内消火栓設備用	25A×20m	サクラ	ホ第4-3	平成6年	3	-	-	-
		5階	廊下	屋内消火栓設備用	25A×20m	サクラ	ホ第4-3	平成6年	3	-	-	-
		6階	廊下	屋内消火栓設備用	25A×20m	サクラ	ホ第4-3	平成6年	3	-	-	-
	基町第十七ア パート 店舗	B1階	地下倉庫	屋内消火栓設備用	40A×15m	オカニワ	63-22	平成14年	2	令和7年1月 (2025年1月)	令和10年1月 (2028年1月)	-
							63-23	平成14年	2	令和7年1月 (2025年1月)	令和10年1月 (2028年1月)	-
		1階	中央商店	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	63-11	平成7年	1	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
			生協センター	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	63-11	平成9年	4	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		2階	通路	屋内消火栓設備用	40A×15m	オカニワ	63-22	平成14年	2	令和7年1月 (2025年1月)	令和10年1月 (2028年1月)	-
	基町第十八ア パート (1コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
基町第十八ア パート (2コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
						17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
17-27						平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-		
基町第十八ア パート (3コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
						17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
						17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
						17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	

《 別表「消防用設備」》(耐圧試験対象消防用ホース一覧表)

区別	住宅名	設置階	設置場所	用途	径・長さ	製造者名	型式番号	製造年	本数	試験年月日		
										前回	次回	次々回
中区	基町第十八ア パート (4コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	1	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	1	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	2	-	-	-
	基町第十八ア パート (5コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
							17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	1	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
	基町第十八ア パート (6コア)	B1階	地下倉庫	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		1階	店舗裏通路	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	63-11	平成7年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	2	-	-	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	3	-	-	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
							17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
							17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	1	令和5年11月 (2023年11月)	令和8年11月 (2026年11月)	令和11年11月 (2029年11月)
	20階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
						17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	基町第十九ア パート (8コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
12階		EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
14階		EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
16階		EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
18階		EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
18階		EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-	
20階		EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
					横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	

《別表「消防用設備」》(耐圧試験対象消防用ホース一覧表)

区別	住宅名	設置階	設置場所	用途	径・長さ	製造者名	型式番号	製造年	本数	試験年月日		
										前回	次回	次々回
中区	基町第十九ア パート (9コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
									1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
	20階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	20階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	2	-	-	-	
	基町第十九ア パート (10コア)	B1階	地下倉庫	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		11階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		13階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		15階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
		17階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		17階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
		18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	H0222FA03A	令和4年	1	-	-	-
	基町第十九ア パート (11コア)	11階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		13階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		15階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		17階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
	基町第二十ア パート (13コア)	10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	1	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第二十ア パート (14コア)	B1階	地下倉庫	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成10年	1	令和6年1月 (2024年1月)	令和9年1月 (2027年1月)	令和12年1月 (2030年1月)
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-

《 別表「消防用設備」 》(耐圧試験対象消防用ホース一覧表)

区別	住宅名	設置階	設置場所	用途	径・長さ	製造者名	型式番号	製造年	本数	試験年月日						
										前回	次回	次々回				
中区	基町第二十ア アパート (15コア)	B1階	地下倉庫	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		10階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
							17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
							17-27	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		12階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	1	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)				
		14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
	17-27						平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
	14階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成9年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)					
	基町第二十ア アパート (16コア)	2階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		4階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		6階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		8階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		10階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
				連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		12階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
	連結送水管用			65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
	14階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
			連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
	16階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
			連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
	18階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
			連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	3	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
	18階	EVホール	連結送水管用	65A×20m	サクラ	54-5-1	平成10年	1	令和6年1月 (2024年1月)	令和9年1月 (2027年1月)	令和12年1月 (2030年1月)					
	基町第二十ア アパート (17コア)	2階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
						横井	18-34	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
			260号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
		266号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
		4階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
										令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-				
466号室前		EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
									令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
6階		EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
									令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
666号室前		EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
									令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
8階		EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-					
	令和6年5月 (2024年5月)								令和9年5月 (2027年5月)	-						
	令和6年5月 (2024年5月)								令和9年5月 (2027年5月)	-						
860号室前	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-						
								令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-						
866号室前	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-						
										横井	18-34	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-

《 別表「消防用設備」 》(耐圧試験対象消防用ホース一覧表)

区別	住宅名	設置階	設置場所	用途	径・長さ	製造者名	型式番号	製造年	本数	試験年月日		
										前回	次回	次々回
中区	基町第二十アパート (17コア)	10階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1060号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1066号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		12階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1260号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1266号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		14階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1460号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1466号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
		16階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1660号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	1	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			1666号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
			EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-
	18階	EVホール	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
		1860号室前	屋内消火栓設備用	40A×15m	横井	18-34	平成20年	2	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
		EVホール	連結送水管用	65A×20m	横井	17-27	平成20年	4	令和6年5月 (2024年5月)	令和9年5月 (2027年5月)	-	
	基町中央施設店舗 駐車場等	1階	西北サービス	屋内消火栓設備用	40A×15m	キンバイ	14-16	平成15年	2	令和5年1月 (2023年1月)	令和8年1月 (2026年1月)	令和11年1月 (2029年1月)
			東南サービスヤード	屋内消火栓設備用	40A×15m	キンバイ	14-16	平成15年	2	令和5年1月 (2023年1月)	令和8年1月 (2026年1月)	令和11年1月 (2029年1月)
			西南マーケット	屋内消火栓設備用	40A×15m	キンバイ	14-16	平成15年	2	令和5年1月 (2023年1月)	令和8年1月 (2026年1月)	令和11年1月 (2029年1月)
			西南サービスヤード	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	63-11	平成13年	2	令和5年1月 (2023年1月)	令和8年1月 (2026年1月)	令和11年1月 (2029年1月)
			西メインストリート	屋内消火栓設備用	40A×15m	サクラ	63-11	平成9年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
			東南ストリート	屋内消火栓設備用	40A×15m	キンバイ	14-16	平成13年	2	令和6年1月 (2024年1月)	令和9年1月 (2027年1月)	令和12年1月 (2030年1月)
			西北マーケット	屋内消火栓設備用	40A×15m	キンバイ	14-16	平成15年	2	令和5年1月 (2023年1月)	令和8年1月 (2026年1月)	令和11年1月 (2029年1月)
			東北サービスヤード	屋内消火栓設備用	40A×15m	キンバイ	14-16	平成15年	2	令和5年1月 (2023年1月)	令和8年1月 (2026年1月)	令和11年1月 (2029年1月)
南区	大須賀住宅	11階	西側階段室	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成2年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		12階	西側階段室	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成2年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		13階	西側階段室	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成2年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		14階	西側階段室	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成2年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
		15階	西側階段室	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第61-13	平成2年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-1住宅	10階	廊下	連結送水管用	65A×20m	キンバイ	コ第46-1	昭和55年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-2住宅	10階	廊下	連結送水管用	65A×20m	芦森	コ第49-1	昭和59年	4	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-3住宅	10階	廊下	連結送水管用	65A×20m	ヨコイ	コ第17-27	平成20年	2	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)

《別表「消防用設備」》(耐圧試験対象連結送水管一覧表)

区名	住宅名	設置階	製造年	系統数	配管	試験年月日		
						前回	次回	次々回
中区	吉島東住宅	13階	平成元年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	宝町住宅	10階	昭和57年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	西白島アパート	7階	昭和43年	1	湿式	令和6年3月 (2024年3月)	令和9年3月 (2027年3月)	令和12年3月 (2010年3月)
	吉島住宅A棟	7階	平成26年	1	湿式	-	-	-
	吉島住宅B棟	7階	平成28年	1	湿式	-	-	-
	吉島住宅C号棟	7階	平成26年	1	湿式	-	-	-
	江波沖住宅5号棟	12階	平成7年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	江波沖住宅6号棟	12階	平成7年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	江波沖住宅8号棟	6階	平成7年	2	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十七アパート店舗(東側)	5階	昭和40年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十七アパート店舗(西側)			1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十八アパート(1コア)	12階	昭和45年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十八アパート(2コア)	14階	昭和45年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十八アパート(3コア)	14階	昭和45年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十八アパート(4コア)	19階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十八アパート(5コア)	20階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十八アパート(6コア)	20階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十九アパート(8コア)	21階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十九アパート(9コア)	21階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十九アパート(10コア)	20階	昭和49年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第十九アパート(11コア)	20階	昭和50年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第二十アパート(12コア)	9階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第二十アパート(13コア)	12階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	基町第二十アパート(14コア)	14階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
基町第二十アパート(15コア)	16階	昭和48年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)	
基町第二十アパート(16コア)	18階	昭和53年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)	
基町第二十アパート(17コア)	18階	昭和53年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)	
南区	大須賀住宅	15階	平成3年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	段原第一住宅	8階	平成5年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-1住宅	10階	昭和55年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-2住宅	11階	昭和59年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-3住宅	11階	昭和56年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-4住宅	9階	昭和58年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	霞A-5住宅	9階	昭和58年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	宇品東住宅	10階	昭和60年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	宇品住宅	7階	平成2年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)
	宇品西住宅	10階	平成10年	1	湿式	令和6年2月 (2024年2月)	令和9年2月 (2027年2月)	令和12年2月 (2010年2月)
霞南住宅	7階	平成20年	1	湿式	令和5年2月 (2023年2月)	令和8年2月 (2026年2月)	令和11年2月 (2029年2月)	

別表「消防用設備」(非常電源(非常用予備発電装置))(中区)

番号	住 宅 名	非常用予備 発電装置	擬似負荷運転または内部観察等実施時期	
			次回	次々回
1	基町第十八アパート	150KVA	R8(2025)	R14(2031)
2	基町第十九アパート	200KVA	R8(2025)	R14(2031)
3	基町第二十アパート	210KVA	R8(2025)	R14(2031)

※擬似負荷運転等を実施しない年度については、運転性能の維持に係る予防的な保全策を適切に講じること。

児童遊園内遊具等の管理業務

- 1 乙は、当該業務を行うにあたり、この業務が市営住宅等の施設及び設備の安全かつ良好な状態を保持し、入居者等の円滑な生活を確保するものであることを認識して、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市営住宅、市営住宅等附設駐車場、店舗及び倉庫（以下「市営住宅等」という。）に付属する児童遊園及び児童遊園内の遊具の維持管理に関すること。
 - (2) その他前号に附帯する事務に関すること。
- 3 乙が行う業務は、次に定めるもののほか、必要に応じて提出される甲の指示書に基づき行うものとする。

<処理基準>

 - ① 平成23年4月広島市発行の、公園遊具の安全点検マニュアルに準じて、迅速かつ的確に処理する。
 - ② 定期点検は、年に1回行うこと。
- 4 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は外注処理が効果的な場合等甲の認める業務については、この限りでない。
 - (2) 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。
 - ア 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - イ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
 - (3) 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の業務の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
 - (4) 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。
- 5 乙は、業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙に業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。
 - (1) 甲は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。
- 7 甲は、業務の執行に必要な備品、関係書類及び図面等については、乙に貸付等しなければならない。
 - (1) 乙は、前項の規定により貸与等された備品等については、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
- 8 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」とともに「点検結果不備事項一覧表（対応方針を含む）」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 9 乙は、業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失した場合
 - (3) その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- 10 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。
- (1) 前項第2号の滅失、損傷又は亡失が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定める。

広島市市営住宅における児童遊具等設置状況

区名	住宅名	遊具の種類	工作物の数量	備考
中区	西白島アパート		未設置	
	基町アパート	ジャングルジム	1基	
		砂場	2基	
		すべり台	2基	
		すべり台 (2方向)	1基	
		動物型遊具 (鯉型すべり台)	1基	
		ブランコ (2連)	1基	
		ベンチ	2基	
	宝町住宅		未設置	
	平和アパート		未設置	
	千田住宅		未設置	
	吉島東住宅	砂場	1基	
		すべり台付きアスレチック	1基	
		ベンチ	8基	
	吉島西住宅	鉄棒	1基	
		動物のすべり台	1基	
		太鼓橋	1基	
		ベンチ	5基	
	吉島住宅 A棟	ベンチ	6基	
		かまどベンチ	3基	
		2連ブランコ	1基	
		滑り台	1基	
		ムービング	3基	
		砂場	1ヶ所	
		パーゴラ (棚上緑化)	1ヶ所	
		水飲み場	1ヶ所	
吉島住宅 B号棟	ベンチ	3基		
吉島住宅 C号棟	ベンチ	4基		
	四阿	1基		
河原町アパート		未設置		
西川口住宅	砂場	1基		
西川口南住宅		未設置		
舟入南住宅	ベンチ	6基		
	すべり台	1基		
	動物の乗り物	2基		
舟入南アパート		未設置		
江波みなと東住宅	すべり台	2基		
	動物の乗り物	2基		
	ベンチ	5基		
	ベンチ (陶器)	2基		
江波東アパート		未設置		

広島市市営住宅における児童遊具等設置状況

区名	住宅名	遊具の種類	工作物の数量	備考
中区	江波みなと西住宅	動物の乗り物	3基	
		ふじ棚	1基	
		ベンチ	17基	
		木製アスレチック丸太ステップ	4基	
		砂場	1基	
	江波皿山東住宅	砂場	1基	
		鉄製すべり台付きジャングルジム	1基	
		動物の乗り物	5基	
		ふじ棚	2基	
		ベンチ	8基	
	江波皿山住宅	藤棚	1基	
		木製アスレチック	1基	
		木製ベンチ	5基	
	江波沖住宅	すべり台付きアスレチック	1基	
		東屋	2基	
		ベンチ	31基	
		テーブルベンチ	2基	
		砂場	3基	
	江波山住宅	ベンチ	6基	
		砂場	1基	
江波南住宅		未設置		
江波緑住宅	鉄棒	1基		
	動物のすべり台	1基		
	動物の乗り物	5基		
	ベンチ	7基		
	ベンチ(円)	1基		
	藤棚	1基		
砂場	1基			
江波アパート		未設置		

広島市市営住宅における児童遊具等設置状況

区名	住宅名	遊具の種類	工作物の数量	備考	
南区	大須賀住宅	ベンチ	2基		
	京橋住宅		未設置		
	段原住宅		未設置		
	段原南第三住宅	すべり台		1基	
		砂場		1基	
		ベンチ		2基	
	霞住宅	動物の乗り物		3基	
		砂場		1基	現在、使用禁止
		ベンチ		9基	
		ベンチ 円		1基	
	段原山崎住宅	シェルター スツール付		3基	
				未設置	
	皆実平和住宅	鉄棒		1基	
		太鼓橋		1基	
		アスレチック (すべり台つき)		1基	
		すべり台		1基	
		ベンチ		6基	
		動物の乗り物		4基	
		平いす		3基	
		花卉型いす		1基	
		砂場		1基	
	シェルター付パーゴラ		1基		
	旭南住宅			未設置	
	仁保宮の脇住宅			未設置	
	仁保宮の脇アパート			未設置	
	本浦住宅	すべり台		1基	
		ベンチ		4基	
	仁保本浦住宅			未設置	
	仁保本浦ブロック住宅			未設置	
	宇品母子住宅			未設置	
	宇品東住宅	動物の乗り物		2基	
		ベンチ		11基	
		テーブルベンチ		2基	
砂場			1基		
藤棚			3基		
宇品神田住宅	象のすべり台		1基		
	砂場		1基		
	ベンチ		2基		
宇品あかつき住宅	象のすべり台		1基		
	砂場		1基		
	丸椅子		5基		
	ベンチ		10基		
宇品住宅			未設置		
宇品西住宅	すべり台		2基		
似島住宅	アスレチック		1基		
	ベンチ		2基		

基町中央店舗附設駐車場警備業務

- 1 乙は、本業務を行うにあたり、「警備業法」等を遵守し、この業務が基町店舗附設駐車場における火災・盗難その他の事故を未然に防止し、秩序ある環境の確保及び施設の保全を図るものであることを認識し、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 業務対象施設は、次のとおりとする。
基町店舗附設駐車場（広島市中区基町19番4号）
- 3 本業務は、1日24時間勤務とし、業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 施設整備の認識及び操作
 - (2) 駐車場内の巡視及び警戒
 - ア 警備室における警備（座哨）
 - イ 巡回監視による警備（定時打刻巡回、臨時巡回）
 - (3) 火災及び盗難防止のための巡視及び警戒
 - (4) 出入者（車両）の確認
 - (5) 所定施設の施錠の確認
 - (6) サービスヤード内の不法駐車の情報
 - (7) 出入口付近に、車両が違反駐車している場合は、その車両に出入する車がぶつからないよう適切な処置をする。
 - (8) 駐車場内の安全を確保するための応急的な危険回避措置
 - (9) 照明灯及び警告灯の点灯確認
 - (10) その他警備上必要と認めるもの
- 4 1日の巡視回数及び巡視時間は、次のとおりとする。

巡視回数	10回（打刻巡回）
巡視時間	9時、11時、13時、15時、17時、 19時、21時、23時、5時、7時
巡視及びチェック箇所	別途指示する。

- 5 巡視にあたっては、その都度、巡回時計により打刻を行うものとする。
- 6 乙は、火災、盗難その他の事故が発生した場合又はその恐れがあると認められる場合は、直ちに関係機関への通報等、臨機応変に対処するとともに、その指示を受け危険回避措置等を行い被害の拡大防止に努めること。また、緊急時に迅速かつ円滑に対応ができるよう緊急時の応援体制を構築すること。
- 7 本業務の危険回避措置とは、入居者及び住宅の敷地内を通行する者の安全を確保するため立入禁止等の措置を行うことであり、現場で必要と認められる場合は、速やかに貼り紙、カラーコーン及びバリケードなどを適宜使用し、入居者等の危険区域への侵入を未然に防ぐこと。
なお、立入禁止等の措置に必要な貼り紙、カラーコーン及びバリケードなどについては、乙の負担とする。
- 8 乙は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- 9 本業務を行うために要する費用は、乙の負担とする。

- 10 乙は、甲から貸与された室等の鍵について、適正に管理すること。
- 11 乙は、業務開始前に、火災・盗難その他の事故発生時における連絡及び処理方法並びに業務において実施すべき事項等警備要領を定め、甲の承認を得るものとする。
- 12 乙は、業務に従事する警備員について、警備業法及び同法施行規則に定める教育を受けた者を従事させなければならない。
- 13 乙の警備員は、駐車場の利用者等に対し礼儀正しく応対するとともに、電話の対応についても懇切丁寧に行うこと。
- 14 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 15 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
- 16 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

基町店舗附設駐車場ほか1 施設ごみ収集・運搬業務

- 1 この業務は、基町店舗附設駐車場ほか1 か所から排出された各種のごみを収集し、適切な方法により指定する処理施設へ運搬し、適正に処分しなければならない。
- 2 業務の施行場所は、次のとおりとする。
 - (1) 基町店舗附設駐車場（広島市中区基町19番）
 - (2) 江波沖住宅（広島市中区江波西二丁目14番）
- 3 業務内容は、甲が指定する収集場所に分別（可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ）集積しているごみを次の処分施設にそれぞれ運搬し、適正に処理するものとする。

なお、有害ごみ及び粗大ごみの処理など別段に費用を要するものについては、運搬しないものとする。

区 分	処 分 施 設
可 燃 ご み	広島市中工場等焼却工場
不 燃 ご み	広島市玖谷埋立地
資 源 ご み	再生利用業者

- 4 業務に従事する日は、次のとおりとする。

集 場 所	曜 日	時 間
基町店舗附設駐車場	毎週 火曜日及び金曜日 ※12月29日から 1月3日を除く。	午後1時から午後5時まで
江波沖住宅	毎月 第一月曜日	

- 5 業務に使用する車両は、廃棄物運搬許可車両とする。
- 6 業務の実施にあたり、必要な経費（広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める固形状一般廃棄物手数料を除く。）は、すべて乙の負担とする。
- 7 乙は、使用する車両に対し賠償可能な自動車保険（任意）に加入するとともに、万が一、事故等業務上のトラブルが生じた場合は、乙において処理すること。
- 8 その他
 - (1) 乙は、その責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲の設定に基づき、その損害を賠償しなければならない。
 - (2) 乙は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負わなければならない。
 なお、「その責めに帰すべき理由」に次のア及びイは含まないものとする。
 ア 設備の経年劣化による著しい腐食、溶接又は接続部分の不備等維持管理に帰するとき。
 イ 天災その他の予知できない異変と認められる不可抗力に基づき、損害を被ったとき。
 - (3) 乙は、前号に備え、損害賠償責任保険等に加入すること。
 - (4) 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
 - (5) 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
 - (6) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

基町ショッピングセンター等（特定建築物）維持管理業務

1 乙は、本業務を行うにあたり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」に規定される建築物環境衛生管理基準に従って、当該特定建築物の維持管理を行わなければならない。

2 乙は、建築物環境衛生管理技術者を選任し、選任された建築物環境衛生管理技術者は、管理業務計画の立案、管理業務の指揮監督、建築物環境衛生管理基準に関する測定または検査結果の評価、環境衛生上の維持管理に必要な下記業務を含む各種調査等の実施を行わなければならない。

(1) 基町店舗及び基町店舗附設駐車場空気環境測定業務

ア この業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」その他関係法令の規定に基づく空気環境測定業務である。

イ 業務対象施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	面積
基町ショッピングセンター	広島市中区基町19番2号	8,060.67㎡
基町店舗附設駐車場	広島市中区基町19番4号	7,048.71㎡

ウ 業務内容の実施回数及び実施月は、次のとおりとする。

測定回数	実施月
6回	各年度5月、7月、9月、11月、1月、3月

エ 1回ごとの測定時点は、店舗の始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点とする。ただし、同一日に行うこととする。

オ 測定箇所は8か所とし、測定場所は、建物を充分把握のうえ、甲・乙が協議して決定するものとする。

カ 測定内容及び方法は、次のとおりとする。

測定内容		方法
1	浮遊粉じんの量	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第3条の規定による。
2	一酸化炭素の含有率	
3	二酸化炭素の含有率	
4	温度	
5	相対湿度	
6	気流	

(2) ねずみ等の防除

ア この業務は、「建築物環境衛生管理基準」に基づき、ねずみ等（ねずみ、昆虫、その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物）の発生及び侵入について調査、防止並びに駆除を行う業務である。

イ 業務対象施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	面積
基町ショッピングセンター	広島市中区基町19番2号	8,060.67㎡

ウ 業務内容の実施回数及び実施月は、次のとおりとする。

測定回数	実 施 月
6 回	各年度5月、7月、9月、11月、1月、3月

3 その他

- (1) 業務を行うために要する費用及び測定機器は、乙の負担とする。
- (2) 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- (3) 乙は、前号に備え、損害賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。
- (5) 乙は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負わなければならない。なお、「その責めに帰すべき理由」に次のア及びイは含まないものとする。
 - ア 設備の経年劣化による著しい腐食、溶接又は接続部分の不備等維持管理に帰するとき。
 - イ 天災その他の予知できない異変と認められる不可抗力に基づき、損害を被ったとき。
- (6) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

基町団地中央施設遊歩道ほか2施設清掃業務

- 1 乙は、本業務を行うにあたり、この業務が基町団地中央施設遊歩道及び緑地帯等の清潔な環境を確保するものであることを認識して、必要な人員を配置し適正に業務を履行しなければならない。
- 2 業務の施行場所は、4のとおりとする。
- 3 清掃面積、数量、回数及び方法は、別表「清掃業務対象施設」のとおりとする。
- 4 業務に従事する日は、次のとおりとする。

清 掃 場 所	所 在 地	曜 日	時 間
基町団地中央施設遊歩道 基町団地中央施設緑地帯 (法面を含む。)	広島市中区基町 19番4号	火曜日及び金曜日 (12月29日及び 1月1日を除く。)	午前9時から 午後1時まで
基町店舗附設駐車場 基町アパート附設駐車場 (No.302～No.372)	広島市中区基町 19番4号 広島市中区基町 16番	毎月第二、第四金曜日	午前9時から 午後1時まで
江波沖住宅広場	広島市中区江波西 二丁目14番	毎月第一月曜日	午前9時から 午後1時まで

- 5 乙は、清掃により生じたごみを、広島市の定める基準に従い、広島市事業ごみ指定袋に分別収集し、市営住宅入居者等に不快感を与えることがないように、甲が指定した場所へ衛生的に保管し、廃棄物の運搬処理業者へ引き渡すものとする。
- 6 清掃により生じたごみは、甲が指示するごみの一時保管場所へ運ぶものとする。
なお、乙は、ごみ収集業者と事前にごみの受け渡し時間等についてよく協議を行い、その日集めたごみを翌日に残さないようにすること。
- 7 乙は、業務に使用する洗剤、ワックスその他の薬品等について、材質に適した優良品を使用するものとする。
- 8 業務上必要な施設の補修は、乙の負担において実施するものとする。
- 9 業務を行うために要する費用は、すべて乙の負担とする。
- 10 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 11 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

別表「清掃業務対象施設」 1 基町団地中央施設遊歩道等

区 分	面積・数量	回 数	方 法
基町団地 中央施設遊歩道 (硬質床)	1, 325 m ²	毎週 2回	(1) 竹ぼうき等で遊歩道全体を掃き、空缶、紙くず等のごみ、粗大ごみ、落ち葉及び砂等を取り除く。 (2) 側溝の中は、スコップ等により泥、落ち葉等を完全に除去する。特に、排水口の周りは落ち葉等を完全に除去し排水に支障がないようにする。 (3) 遊歩道及び側溝の中に生えている雑草を抜き取る。 (4) 遊歩道に設置してあるごみ箱の中のごみも処理する。
基町団地 中央施設緑地帯 ※ 法面及び地上広場から緑地帯へ通じる階段通路も含む。	7, 550 m ²	毎週 2回	空缶、紙くず等のごみ及び粗大ごみを取り除く。
基町店舗附設駐車場 (モルタル) ※ 駐車場出入口の スロープ部分も 含む。	3, 378 m ²	毎月 2回	(1) 床面の空缶、紙くず、粗大ごみ等を取り除き、チリはバキュームクリーナーを使用して除去した後、水洗いをする。 汚れのひどい箇所は、適正洗剤を使用し水洗いする。 (2) 駐車場出入口周辺のスロープ内の落ち葉を除去し、雑草は抜き取る。
基町アパート 附設駐車場 (No.302～No.372) (アスファルト) ※ 来客用駐車場含む。	1, 040 m ²	毎月 2回	(1) 竹ぼうき等で駐車場全体を掃き、空缶、紙くず等のごみ、粗大ごみ、落ち葉及び砂等を取り除く。 (2) 緑地部分の雑草を手で抜き取り、空缶、紙くず等のごみ、粗大ごみ及び落ち葉を取り除く。

別表「清掃業務対象施設」 2 江波沖住宅

区 分	面積・数量	回 数	方 法
<p>広 場</p> <p>※ 中央のスロープ部分を含む。</p>	<p>3,400 m²</p>	<p>毎月 1回</p>	<p>(1) 通路(スロープ)、タイル舗装部分 竹ぼうき等で掃き、空缶、紙くず等のごみ、粗大ごみ、落ち葉及び砂等を取り除く。</p> <p>(2) 緑地帯 空缶、紙くず、粗大ごみ等を取り除く。</p> <p>(3) 上記以外 空缶、紙くず、粗大ごみ、落ち葉等を取り除く。</p> <p>(4) その他 ごみの一時保管場所周辺に置いてあるごみは、清掃日当日に広島市事業ごみ指定袋に分別して入れ、当日の他の清掃ごみと同様に収集業者へ引き渡す。</p>

アスベスト濃度測定業務

- 1 乙は、本業務を行うにあたり、この業務が市営住宅の清浄な環境を確保するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、4の調査場所において、アスベスト濃度の測定及びアスベスト囲い込み箇所の異常の有無について目視点検を行うものとおりとす。
- 3 業務の実施は年1回、2月～3月の期間に、1箇所につき、器具設置・撤去・サンプリングを約4時間で行うものとする。なお、作業日時、作業方法等を甲と乙で協議した上で決定するものとする。
- 4 調査場所

調査場所		備考
1	基町店舗	208、209、211、218、224
2	基町第17アパート	220、225、311、339
3	平和アパート1号棟	202
合計		10か所

※ 吹付けアスベストの使用が判明し、封じ込めを行っている施設の定点抽出。

- 5 成果物
調査終了後、乙は報告書、写真帳を各5部作成し速やかに甲へ報告すること。
- 6 その他
 - (1) 業務を行うために要する費用及び測定機器は、乙の負担とする。
 - (2) 乙は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負わなければならない。なお、「その責めに帰すべき理由」に次のア及びイは含まないものとする。
 - ア 設備の経年劣化による著しい腐食、溶接又は接続部分の不備等維持管理に帰するとき。
 - イ 天災その他の予知できない異変と認められる不可抗力に基づき、損害を被ったとき。
 - (3) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

除草業務

- 1 乙は、業務を行うにあたり、この業務が市営住宅の良好な環境を確保するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 業務場所、除草回数及び除草面積は、別表「除草対象団地」のとおりとする。
- 3 この業務において、乙が実施すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 住宅敷地内の別図で指定した部分の法面等の除草を行うものとし、刈り取った草、空き缶及び紙クズ等のゴミは、その日のうちに搬出し処分すること。
 - (2) 草刈機の使用にあたっては、安全確保に留意し、小石等の飛散防止のため、シートや防護ネット等を使用し、通行人、通行車及び建物等に被害が及ばないよう細心の注意を払うこと。
 - (3) 通路（道路）付近を除草するときは、通行人等の安全確保のため警備員を置き、常に歩行者及び自転車等の通行に気を配り、近づいて来たら通り過ぎるまで草刈機を止めて、歩行者及び自転車等の安全を確保すること。
 - (4) フェンスに絡み付いた草及びフェンスの周り等についても除草することとし、草刈機を使用できない個所については、鎌等で草を刈り取ること。
 - (5) 住宅敷地と民有地及び市道との境界並びに住宅敷地内棟間の石垣についても除草すること。
 - (6) 駐車車両のすぐ側で作業を行う場合は、草刈機の使用は避け、鎌等で草を刈り取ること。
 - (7) 住民が花等を植えている場合は、その部分は除草しないこと。
 - (8) 法面の除草については、作業員の安全確保に必要な措置を講じること。
 - (9) 除草法面の下側が市道の場合は、交通誘導員を配置して業務を行うこと。
- 4 原則として、土曜日、日曜日及び祝日には、作業を行わないこと。
- 5 除草により生じた発生材については、関係法令に基づいて適正に処分すること。
- 6 「道路使用許可」等の法的な必要措置を講じたのち、作業を行うこと。
- 7 乙は、事前に作業日時等についての「お知らせ文」を作成し、住宅内の掲示板等に掲示し、作業前（おおむね作業日の1週間前）入居者へ周知すること。

「お知らせ文」の作成にあたっては、内容等について甲と協議のうえ作成すること。
- 8 業務を行うために要する費用及び機械器具は、乙の負担とする。
- 9 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 10 その他
 - (1) 乙は、業務の実施にあたり、甲と日時、作業方法等を協議し決定するものとする。
 - (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

《 別表「除草対象団地」 》

区名	住宅名	1回目(夏)	2回目(秋)	年間(m ²)	備考
		作業面積(夏)(m ²)	作業面積(秋)(m ²)		
中区	基町アパート	11,001.1	11,000.1	22,001.2	うち500m ² は手刈
	旧舟入川南住宅跡地 (西側跡地)	360.4	360.4	720.8	
南区	段原南第三住宅	161.3	161.3	322.6	
	霞住宅	2,435.1	2,435.1	4,870.2	芝刈含む
	霞南住宅	601.6	601.6	1,203.2	芝刈含む
	仁保本浦住宅等	4,025.6	4,025.6	8,051.2	
	仁保宮の脇住宅	1,012.8	1,012.8	2,025.6	
	旧新大洲仮設住宅跡地	715.7	715.7	1,431.4	

樹木剪定業務

- 1 乙は、業務を行うにあたり、この業務が市営住宅の良好な環境を確保するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 2 業務場所及び剪定回数は、別表「樹木剪定対象団地」のとおりとする。
- 3 この業務において、乙が実施すべき事項は、次のとおりとし、実施する樹木・範囲は、甲が指定するものとする。
 - (1) 樹木の剪定
 - ア 徒長枝の刈り込みを行い、刈り取った樹木は、その日のうちに搬出し処分すること。
 - イ 中高木（強剪定する樹木を除く。）は、すべて樹形を整えながら4分の1程度の枝払いを行い、通風、採光及び陽当たりに配慮して剪定すること。
また、必要に応じて高所作業車を使用して剪定を行うこと。
 - ウ 歩行者等の通行、外灯及び架線の支障となる樹木、また、敷地内から市道へ枝が伸び出ている樹木並びに建物に近接した樹木については、強度に枝払いを行い、樹形を整えて剪定すること。
 - エ フェンスに沿いに植えられている樹木については、樹高をフェンスの高さに揃えて剪定し、その外の場所に植えられている樹木については、樹高を揃えて剪定すること。
 - オ サツキ・ツツジ類の花芽の樹木については、先行して剪定すること。
 - カ サクラの剪定後は、防腐剤を塗布のこと。
 - キ 剪定時に樹木の根元付近の雑草の刈り取りをあわせて行い、刈り取った草は、その日のうちに搬出し処分すること。
- 4 乙は、剪定する樹木が附設駐車場に近接している場合は、事前に、作業に伴う車両の移動が必要であるかを調査し、移動が必要である場合には、甲と作業方法について協議するものとする。
- 5 乙は、樹木の剪定等により生じた発生材について、関係法令に基づいて適正に処分すること。
- 6 乙は、「道路使用許可」等の法的な必要措置を講じたのち、作業を行うこと。
また、乙は、通行人等の安全確保のため、警備員を置くこと。
- 7 乙は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日には、作業を行わないこと。
- 8 業務を行うために要する費用及び機械器具は、乙の負担とする。
- 9 乙は、入居者へ業務の実施を周知するため、作業日時等についての「お知らせ文」を作成し、作業日の1週間前までに住宅管理人等を訪問し、了承を得たうえで、住宅内の掲示板等に掲示すること。
なお、「お知らせ文」の作成にあたっては、甲の係員と協議のうえ作成すること。
- 10 乙は、この業務を行うにあたり、事前に業務内容等について、甲の係員と詳細に協議すること。その際、甲が住宅管理人等との事前調整及び作業方法等について別途に指示した場合には、乙はそれに従うものとする。
- 11 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 12 その他、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

《 別表「樹木剪定対象団地」 》

区名	住宅名	高木剪定(本)		高木強剪定		中木剪定(本)			生垣剪定(m)		寄植 剪定	フジ 剪定	樹木 剪定	備考
		幹周	幹周	幹周	幹周	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ				
中区	基町アパート	0	34	0	0	0	0	0	123.8	28.4	685.4	0.0	1	
	基町団地中央施設屋上	0	0	0	0	0	0	0	259.8	0	1,199.7	375.4	1	
	宝町住宅	2	8	0	2	1	2	0	6.2	14.7	34.9	0.0	1	
	平和アパート	13	0	0	0	1	23	2	0.0	19.7	5.7	19.6	1	
	吉島東住宅	2	8	0	0	0	0	0	0.0	44.6	73.5	0.0	1	
	吉島西住宅	6	0	0	0	0	0	4	0.0	27.0	32.7	0.0	1	
	吉島住宅 A号棟	10	0	0	0	0	0	0	0.0	90.4	117.7	0.0	1	
	吉島住宅 B号棟	8	1	0	0	0	0	0	0.0	63.4	212.5	0.0	1	
	吉島住宅 C号棟	8	2	0	0	0	0	0	0.0	69.3	192.8	0.0	1	
	江波みなと東住宅	17	33	0	0	1	0	0	0.0	408.8	148.5	0.0	1	
	江波みなと西住宅	13	9	0	0	0	1	0	0.0	23.0	300.1	22.0	1	
	江波皿山東住宅	11	4	0	0	1	6	4	0.0	54.8	325.3	16.0	1	
	江波皿山住宅	21	2	0	0	0	0	0	8.8	171.6	27.5	0.0	1	
	江波沖住宅	0	0	2	8	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	※6号棟～公園へのスロープ高木剪定は毎年実施する
	江波沖住宅	0	0	26	24	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	※敷地内高木は2年に1回実施
	江波山住宅	23	12	0	0	7	15	10	0.0	14.0	50.7	0.0	1	
	江波緑住宅	14	10	0	0	0	0	0	40.1	77.8	91.0	25.0	1	
南区	大須賀住宅	0	0	0	2	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	
	段原第一住宅	0	1	0	0	0	0	1	0.0	41.0	61.1	0.0	1	
	段原第二住宅	4	0	0	1	0	0	0	133.7	0.0	176.4	0.0	1	
	段原南第一住宅	6	1	0	5	0	0	4	0.0	37.7	60.6	0.0	1	
	段原南第二住宅	6	0	0	0	3	19	0	15.0	94.0	191.2	0.0	1	
	段原南第三住宅	4	0	8	0	0	0	0	24.0	0.0	97.1	0.0	1	
	霞住宅	22	109	0	20	0	1	16	10.0	689.5	1,320.0	0.0	1	
	霞南住宅	3	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	126.0	0.0	1	
	段原山崎住宅	1	0	0	0	0	0	0	0.0	26.2	120.3	0.0	1	
	皆実平和住宅	16	93	4	1	0	26	49	0.0	90.4	0.0	0.0	1	
	旭南住宅	0	3	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	
	宇品東住宅	29	19	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	45.0	1	
	宇品神田住宅	11	4	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	
	宇品あかつき住宅	0	24	0	9	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	
	宇品住宅	1	1	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	
宇品西住宅	5	19	0	0	0	9	7	0.0	0.0	0.0	0.0	1		

※ 樹木の成長等に伴い、剪定対象樹木の大きさ等が異なる場合がある。

一般修繕業務

- 1 乙は、当該業務を行うにあたり、この業務が市営住宅等の施設及び設備の安全かつ良好な状態を保持し、入居者等の円滑な生活を確保するものであることを認識して、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市営住宅、市営住宅等附設駐車場、店舗及び倉庫（以下「市営住宅等」という。）並びに共同施設の一般修繕に関すること。
 - (2) その他前号に附帯する事務に関すること。
- 3 乙が行う業務は、次に定めるもののほか、必要に応じて提出される甲の指示書に基づき行うものとする。

<処理基準>

乙は、次の区分に従って、迅速かつ確に処理する。

 - ① 入居者等から修繕の依頼を受けた場合は、別添 1 の負担区分表に基づいて調査及び確認のうえ速やかに施行するものとする。
 - ② 甲の指示があったものは、修繕するものとする。
 - ③ 修繕箇所が棟全体又は地域全体等広範囲に及ぶものと判断される場合は、その施行について甲と協議するものとする。
- 4 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は外注処理が効果的な場合等甲の認める業務については、この限りでない。
 - (2) 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。
 - ① 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - ② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
 - (3) 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の業務の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
 - (4) 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第 3 項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。
- 5 乙は、業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙に業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。
 - (1) 甲は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。
- 7 甲は、業務の執行に必要な備品、関係書類及び図面等については、乙に貸付等しなければならない。
 - (1) 乙は、前項の規定により貸与等された備品等については、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

- 8 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 9 乙は、業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失した場合
 - (3) その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- 10 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。
- (1) 前項第2号の滅失、損傷又は亡失が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定める。

一般修繕業務実績

1 令和3年度から令和5年度において、株式会社第一ビルサービスが修繕した主な内容は以下のとおりです。

(1) 共用部分

- ① 給排水設備 揚水施設修繕、給水管漏水修繕、受水槽修繕、浄化槽修繕 など
- ② 建築設備 屋根材修繕、外壁修繕、通路床修繕 など
- ③ 電気設備 分電盤修繕、外灯修繕 など
- ④ 消防用設備 非常警報設備修繕、避難器具修繕 など
- ⑤ 共聴設備 共同受信設備修繕 など
- ⑥ 駐車場 バリカ修繕、アスファルト舗装修繕、駐車場ライン修繕 など
- ⑦ その他 フェンス修繕、児童遊具修繕、団地内通路修繕 など

(2) 住宅内部

- ① 給排水設備 排水管修繕、給水管修繕 など
- ② 建築設備 雨漏り修繕、床板修繕、台所修繕、火災に伴う緊急修繕 など
- ③ 電気設備 浴室天井扇修繕、漏電修繕、開閉器修繕 など
- ④ 給湯器等 給湯器修繕、風呂釜修繕 など

2 事業計画や収支予算の検討にあたっては、次の実績を参考にしてください。

令和3年度広島市市営住宅等における区別修繕実績					
修繕箇所	修繕区分	区分	中区	南区	合計
共用部分	給排水設備	修繕件数(件)	65	25	90
		修繕金額(円)	9,198,310	3,125,760	12,324,070
	建築設備	修繕件数(件)	44	14	58
		修繕金額(円)	8,775,690	3,641,770	12,417,460
	電気設備	修繕件数(件)	39	10	49
		修繕金額(円)	3,368,310	551,210	3,919,520
	消防用設備	修繕件数(件)	12	2	14
		修繕金額(円)	2,768,220	208,890	2,977,110
	共聴設備	修繕件数(件)	5	0	5
		修繕金額(円)	662,200	0	662,200
	駐車場	修繕件数(件)	1	0	1
		修繕金額(円)	234,300	0	234,300
	その他	修繕件数(件)	18	8	26
		修繕金額(円)	1,554,190	751,850	2,306,040
共用部分 修繕件数(件)			184	59	243
共用部分 修繕金額(円)			26,561,220	8,279,480	34,840,700
住宅内部	給排水設備	修繕件数(件)	13	16	29
		修繕金額(円)	1,202,960	2,696,540	3,899,500
	建築設備	修繕件数(件)	73	59	132
		修繕金額(円)	9,033,640	6,151,640	15,185,280
	電気設備	修繕件数(件)	29	45	74
		修繕金額(円)	1,465,640	1,425,820	2,891,460
給湯器等	修繕件数(件)	31	40	71	
	修繕金額(円)	2,975,060	7,444,140	10,419,200	
住宅内部 修繕件数(件)			146	160	306
住宅内部 修繕金額(円)			14,677,300	17,718,140	32,395,440
全体の 修繕件数(件)			330	219	549
全体の 修繕金額(円)			41,238,520	25,997,620	67,236,140

令和4年度広島市市営住宅等における区別修繕実績					
修繕箇所	修繕区分	区分	中区	南区	合計
共用部分	給排水設備	修繕件数(件)	36	19	55
		修繕金額(円)	8,669,210	1,680,690	10,349,900
	建築設備	修繕件数(件)	42	7	49
		修繕金額(円)	8,726,100	1,793,490	10,519,590
	電気設備	修繕件数(件)	58	18	76
		修繕金額(円)	6,547,759	2,027,410	8,575,169
	消防用設備	修繕件数(件)	16	2	18
		修繕金額(円)	3,204,300	306,790	3,511,090
	共聴設備	修繕件数(件)	10	2	12
		修繕金額(円)	958,100	317,680	1,275,780
駐車場	修繕件数(件)	1	0	1	
	修繕金額(円)	110,000	0	110,000	
その他	修繕件数(件)	21	10	31	
	修繕金額(円)	2,908,400	1,052,370	3,960,770	
共用部分 修繕件数(件)			184	58	242
共用部分 修繕金額(円)			31,123,869	7,178,430	38,302,299
住宅内部	給排水設備	修繕件数(件)	20	15	35
		修繕金額(円)	2,433,860	2,291,740	4,725,600
	建築設備	修繕件数(件)	71	50	121
		修繕金額(円)	8,298,070	4,943,950	13,242,020
	電気設備	修繕件数(件)	30	35	65
		修繕金額(円)	1,172,380	1,470,832	2,643,212
給湯器等	修繕件数(件)	34	52	86	
	修繕金額(円)	3,154,250	11,812,020	14,966,270	
住宅内部 修繕件数(件)			155	152	307
住宅内部 修繕金額(円)			15,058,560	20,518,542	35,577,102
全体の 修繕件数(件)			339	210	549
全体の 修繕金額(円)			46,182,429	27,696,972	73,879,401

令和5年度広島市市営住宅等における区別修繕実績					
修繕箇所	修繕区分	区分	中区	南区	合計
共用部分	給排水設備	修繕件数(件)	33	16	49
		修繕金額(円)	7,777,550	2,879,910	10,657,460
	建築設備	修繕件数(件)	40	11	51
		修繕金額(円)	11,421,300	2,226,730	13,648,030
	電気設備	修繕件数(件)	44	18	62
		修繕金額(円)	5,127,100	1,653,520	6,780,620
	消防用設備	修繕件数(件)	23	5	28
		修繕金額(円)	4,347,550	113,850	4,461,400
	共聴設備	修繕件数(件)	5	0	5
		修繕金額(円)	601,700	0	601,700
駐車場	修繕件数(件)	1	2	3	
	修繕金額(円)	51,700	347,380	399,080	
その他	修繕件数(件)	20	3	23	
	修繕金額(円)	4,063,400	606,630	4,670,030	
共用部分 修繕件数(件)			166	55	221
共用部分 修繕金額(円)			33,390,300	7,828,020	41,218,320
住宅内部	給排水設備	修繕件数(件)	18	19	37
		修繕金額(円)	1,861,860	1,943,040	3,804,900
	建築設備	修繕件数(件)	48	60	108
		修繕金額(円)	8,529,400	5,346,550	13,875,950
	電気設備	修繕件数(件)	40	41	81
		修繕金額(円)	1,575,200	2,134,110	3,709,310
給湯器等	修繕件数(件)	37	44	81	
	修繕金額(円)	4,981,020	9,536,450	14,517,470	
住宅内部 修繕件数(件)			143	164	307
住宅内部 修繕金額(円)			16,947,480	18,960,150	35,907,630
全体の 修繕件数(件)			309	219	528
全体の 修繕金額(円)			50,337,780	26,788,170	77,125,950

軽微な修繕及び応急処置業務

- 1 乙は、当該業務を行うにあたり、この業務が市営住宅等の施設及び設備の安全かつ良好な状態を保持し、入居者等の円滑な生活を確保するものであることを認識して、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市営住宅、市営住宅等附設駐車場、店舗及び倉庫（以下「市営住宅等」という。）並びに共同施設の軽微な修繕及び応急処置に関すること。
 - (2) その他前号に附帯する事務に関すること。
- 3 業務内容
 - (1) 住戸内の雨漏りコーキング処理、手すりのネジ締めつけ、建具等の調整 カラン等からの漏水修繕 など
 - (2) 屋上雨水排水ドレン清掃
 - ① 市営住宅等及び共同施設の建物の屋上等に設置されている雨水排水ドレンについて、年1回以上清掃すること。
 - ② 清掃作業時に併せて屋上の状態を点検し、設備等に不良箇所があった場合には、必要な一般修繕等を行うこと。
 - (3) 危険箇所の一般修繕、計画修繕等を行うまでの、立ち入り禁止措置、危険表示等の応急措置
 - (4) 火災、災害等、復旧工事を行うまでの、立ち入り禁止措置、危険表示等の応急措置
- 4 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は外注処理が効果的な場合等甲の認める業務については、この限りでない。
 - (2) 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。
 - ① 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - ② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
 - (3) 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の業務の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
 - (4) 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。
- 5 乙は、業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙に業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。
 - (1) 甲は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。
- 7 甲は、業務の執行に必要な備品、関係書類及び図面等については、乙に貸付等しなければならない。
 - (1) 乙は、前項の規定により貸与等された備品等については、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

- 8 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 9 乙は、業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失した場合
 - (3) その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- 10 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。
- (1) 前項第2号の滅失、損傷又は亡失が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定める。

軽微な修繕及び応急処置業務実績

- 1 令和3年度から令和5度において、株式会社第一ビルサービスが実施した内容は以下のとおりです。
- 2 事業計画や収支予算の検討にあたっては、次の実績を参考にしてください。

広島市市営住宅等における軽微な修繕実績				
区名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中区	軽微な修繕	134	126	140
	応急処置	0	0	0
南区	軽微な修繕	97	58	89
	応急処置	0	0	0
合計	軽微な修繕	231	184	229
	応急処置	0	0	0

不定期業務

- 1 本業務は、計画的に実施するべき性質の業務ではないが、入居者等からの依頼に基づき、その必要性を指定管理者自らの判断のうえで、又は広島市との協議のうえで実施する業務である。
- 2 乙は、業務の実施にあたっては、この業務が市営住宅等の良好な環境を確保するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 3 想定される業務内容
放置自転車等の撤去、放置自動車の撤去、放置物・不法投棄物の撤去、火災による不用物の撤去、蜂の巣調査及び撤去、ツバメ等の巣撤去、樹木の剪定、樹木の伐採、樹木の補植、病虫害駆除、法面除草、旧住宅跡地除草、ベランダ・雨水管清掃、表示看板及びバリカ設置、附設駐車場区画及びゼブラゾーンライン引き、フェンスの新設、消火器取替及び設置、児童遊具等の撤去、玄関等の鍵交換、電気設備配線の断線及び排水管内部の調査、室内消毒業務、高所部分のガラス清掃、テレビ共聴設備の調整、その他必要に応じて提出される甲の指示書に基き行うもの など
- 4 乙は、作業前、作業中及び作業後の写真を撮り、各月末日までに完了した業務について、速やかに報告書を甲に提出すること。
- 5 入居者への周知
乙は、入居者へ業務の実施を周知するため、作業日時等についてのお知らせ文を作成し、事前に住宅内の掲示板等に掲示すること。
なお、お知らせ文の内容等については、甲と協議のうえ作成すること。
- 6 その他
 - (1) 乙は、業務の実施にあたっては、甲と日時、作業方法等を協議し決定するものとする。
 - (2) 本業務に必要な経費については、特定保守製品定期点検業務に必要な経費と合わせて計上すること。
 - (3) 乙は、その責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲の設定に基づき、その損害を賠償しなければならない。
 - (4) 乙は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負わなければならない。
 - (5) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

不定期業務実績

- 1 令和5年度において、株式会社第一ビルサービスが実施した主な内容は以下のとおりです。
事業計画や収支予算の検討にあたっては、次の実績を参考にしてください。

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
住宅名	団地名		業務概要
	号棟	号室	
基町アパート	18	233	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア253号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	228	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	共用部	11コア共用部電気料金立替支払い(1月分)
基町アパート	17	共用部	17アパート避難誘導灯交換
基町アパート	19	共用部	10コア常夜灯交換
吉島西	3	共用部	階段灯管球取替(103号室前)
段原	1	共用部	駐輪場照明不点灯対応
基町アパート	20	共用部	14コア避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(604号室前、11F～12F中央階段)
皆実平和	1	共用部	503～504号室間階段灯管球・グロー球取り替え
基町アパート	19	共用部	11コア避難誘導灯交換
基町アパート	19	共用部	10コア避難誘導灯交換
基町アパート	19	共用部	10コア241号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	230	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	231	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア251号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア256号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	267	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	270	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	228	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	15コア245号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	共用部	10コア避難誘導灯交換
霞	A3	共用部	非常照明管球・グロー球取替(4F階段室)
基町アパート	20	共用部	17コア避難誘導灯交換
宇品東		共用部	駐輪場・原付バイク他管球取り替え
宇品西	1	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1F EV横)
皆実ブロック	3	12	残置物撤去
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(405号室前)
宇品西	2	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(ピロティ天井)
宇品		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(3F EV前)
基町店舗		共用部	SC2ブロック排水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	16コア常夜灯交換
基町アパート	19	共用部	10コア階段灯交換
霞	A4	共用部	通路ドレン詰り清掃(509号室前)
基町店舗		共用部	SC通路灯交換
西川口	1	201	洗面排水詰り清掃
霞南		共用部	駐輪場照明不点灯対応
似島	1・2	共用部	消火器更新取り替え
大須賀		共用部	消火器更新取り替え
江波皿山東	3	共用部	屋上ドレン清掃
宇品神田	1・2	共用部	消火器更新取り替え
宇品東		共用部	消火器更新取り替え
仁保宮の脇アパート	1	共用部	消火器更新取り替え
仁保宮の脇アパート	2	共用部	消火器更新取り替え
仁保宮の脇住宅	1	共用部	消火器更新取り替え
仁保宮の脇住宅	2	共用部	消火器更新取り替え
江波沖	6・8	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6号棟B1F南側出入口、8号棟南側非常階段5F～6F)
本浦		共用部	消火器更新取り替え
宇品		共用部	消火器更新取り替え
宇品あかつき	1～4	共用部	消火器更新取り替え
宇品母子	1・2	共用部	消火器更新取り替え
宇品西	1～5	共用部	消火器更新取り替え

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業務概要
住宅名	号棟	号室	
河原町店舗		5・8	台所・洗面排水詰り清掃
皆実平和	1～7	共用部	消火器更新取り替え
基町アパート		共用部	管球納品
基町アパート	20	211	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
江波緑	3	106	台所排水詰り清掃
基町アパート	18	共用部	4コア239号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	256	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
江波みなと西	3	201	浴室排水詰り清掃
基町アパート	18	230	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	126	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	14コア229号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	14コア231号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
大須賀		709	洗面台排水詰り清掃
基町アパート		共用部	コンクリガラ・伐採枝・仕分ゴミ処分
基町アパート	18	共用部	3コア329号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	地下駐車場信号灯交換
宝町		共用部	階段灯管球取替(4階EV前)
基町アパート	18	共用部	4コア248号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
河原町アパート		310	台所排水詰り清掃
宇品東		907	ベランダスズメの巣除去
基町アパート	19	共用部	11コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
段原南	1	共用部	防犯灯管球・グロー球取り替え
江波沖	6	共用部	誘導灯管球取替(201号室前)
宇品東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(907号室前)
基町店舗		共用部	地下駐車場信号灯交換
本浦		共用部	各階EVホール蛍光灯取り替え
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(3・13F)
霞	B1	402	ベランダ倉庫ドア解放
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
宇品母子	2	201	浴室排水詰まり清掃
霞	B1	102	トイレ排水詰り清掃
江波緑	2	共用部	カラスの巣撤去
江波沖	8	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1Fエントランス、4F西側非常階段出入口)
段原	1	共用部	エントランス天井照明グロー球取替(1F入口)
霞	A4	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6階EV前)
江波みなと東	7	共用部	地下倉庫水排出作業(東階段)
基町アパート	18	244	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
霞	A1	共用部	非常照明管球・グロー球取替(1階EV前)
基町店舗		共用部	SC特定建築物維持管理業務(4・5月分)
西白鳥アパート		603	台所天井照明管球取替
皆実平和	6	共用部	防犯灯管球・グロー球取り替え
吉島西	1	共用部	階段灯管球取替(503・205号室前)
宇品あかつき	4	303	室内電気不通
基町アパート	19	217	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
本浦		共用部	廊下灯蛍光灯取り替え
旭南		共用部	防犯灯管球・グロー球取り替え
段原南	2B	302	洗濯機パン排水詰まり清掃
基町アパート	18	共用部	6コア266号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	17コア避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
基町店舗		共用部	デルタ商店会雨水管詰まり復旧作業
段原	1	共用部	植栽害虫駆除
段原	2	共用部	植栽害虫駆除

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業 務 概 要
住宅名	号棟	号室	
段原南	1	共用部	植栽害虫駆除
段原南	2	共用部	植栽害虫駆除
段原南	1	共用部	枯れ損木撤去
仁保本浦ブロック		共用部	石垣雑草一部撤去
河原町アパート		205	浴室・台所排水詰り清掃
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	SC4ブロック雨水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	SC2ブロックダストシュート内詰まり除去
基町店舗		共用部	SC2ブロック排水プール詰まり復旧作業
舟入南店舗	1・2		軒先テント・看板撤去
段原南	3	共用部	植栽害虫駆除
段原南	3	共用部	枯れ損木撤去
皆実平和		共用部	植栽害虫駆除
基町アパート	18	共用部	6コア常夜灯交換
江波皿山	3	206	トイレ詰り清掃
霞	A1	106	倉庫鍵交換
基町アパート	18	共用部	1コア705号室排水管詰まり復旧作業
宇品西	3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(8階EV横)
霞店舗		19	シャッター鍵交換
霞	A5	701	洗面器排水管詰まり清掃
霞	A4	207	インターホニー音量調整
江波皿山東	1	共用部	駐輪場雨樋詰り清掃
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1Fエントランス、3F～4F中央階段)
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波皿山東	1	102	トイレ詰り清掃
基町アパート	19	227	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
段原南	3	304	ベランダ換気口内蜂の巣撤去
宇品西	3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(9階EV横)
基町アパート	20	共用部	13コア217号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
霞南		共用部	ルーフトレン詰り清掃(西側)
宝町		共用部	廊下灯管球取替
霞	A1	共用部	消火器更新取り替え
霞	A2	共用部	消火器更新取り替え
吉島西	2	共用部	爆裂落とし補修
霞	A3	共用部	消火器更新取り替え
霞	A4	共用部	消火器更新取り替え
霞	B3	306	浴室排水管詰まり清掃
霞	A5	共用部	消火器更新取り替え
霞	B1	共用部	消火器更新取り替え
霞	B2	共用部	消火器更新取り替え
霞	B3	共用部	消火器更新取り替え
霞	B4	共用部	消火器更新取り替え
霞		共用部	消火器更新取り替え
段原南	1	共用部	消火器更新取り替え
段原南	2A～C	共用部	消火器更新取り替え
段原	1	共用部	消火器更新取り替え
段原	2A・B	共用部	消火器更新取り替え
基町店舗		共用部	SC4ブロック汚水管詰まり復旧作業
段原南	3	共用部	消火器更新取り替え
霞	A2	405	トイレ扉鍵開錠
基町アパート	18	共用部	5コア364号倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア250号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア444号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	6コア274号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業務概要
住宅名	号棟	号室	
基町アパート	18	共用部	5コア257号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	共用部	9コア221号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	17コア255号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア241号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	SC2ブロック共用排水管詰まり復旧作業
段原南	1	401	洗濯排水詰り清掃
宇品東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(707号室前)
江波みなと東	7	202	洗濯排水詰り清掃
宇品母子	1	共用部	外部散水栓漏水対応
基町アパート	18	共用部	4コア常夜灯交換
仁保宮の森アパート	2	403	浴槽取外し
霞	A2	共用部	消火器プレート修繕
基町アパート	20	共用部	14コア222号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	13コア爆裂処理及びびコーン設置
宇品西	1	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1Fエントランス)
本浦		304	室内プレーカー復旧
霞	A3	204	脱衣場排水縦管ピンホール部テープ巻き
仁保本浦ブロック		共用部	石垣除草
仁保本浦ブロック	1	共用部	1号室前支障木・雑草撤去
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(9F中央非常階段入口)
皆実平和	3	102	外部汚水樹詰り除去清掃
基町アパート	20	共用部	17コア避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
宇品東		201	浴室シャワー付き混合栓シャワー取り替え
江波沖	5	共用部	雨水樹詰り清掃
基町店舗		共用部	SC特定建築物維持管理業務(6・7月分)
大須賀		1008・1208	残置物撤去処分
江波沖	5・6	共用部	木製ベンチ使用中止処置
基町アパート	20	共用部	15コア階段灯交換
基町アパート	20	239	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
皆実平和		共用部	アスレチック 支柱部不適穴補修(16か所)
基町アパート	20	共用部	17コア避難誘導灯交換
京橋		共用部	駐輪場管球取り替え
江波沖	6	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6-601号前)
宝町		共用部	公園内掲示板設置
霞	A3	共用部	非常照明管球・グロー球取替(7F内階段室)
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	SC4ブロック排水管詰まり復旧作業
宇品西	1	401	集合ポスト開錠
江波みなと東	5	共用部	防犯灯管球取替(西側)
霞	A3	1002	ベランダ防鳥ネット取付
段原	2	共用部	支障木撤去
旭南		共用部	高木枯れ木伐採
霞	B2	205	浴室排水詰り清掃
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
基町店舗		共用部	SC4ブロック汚水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
霞店舗		9	外部汚水樹詰まり除去
河原町アパート		共用部	屋上ドレン詰り清掃
霞店舗		1	TV不放映対応
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
霞	A5	701	浴室排水管詰まり対応
基町アパート	20	共用部	16、17コア避難誘導灯他交換
宝町		共用部	廊下灯管球取替(1004号室前)

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業 務 概 要
住宅名	号棟	号室	
霞	A3	602	バランスボイラー温度設定変更
基町アパート	20	共用部	15コア常夜灯交換
霞	A3	802	浴室床下排水管内異物撤去
基町アパート	10	共用部	地下倉庫排水
基町店舗		共用部	SC4ブロック汚水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	SC2ブロック排水プール詰まり復旧作業
江波沖	5	共用部	誘導灯管球取替(701号室前)
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1F南側)
宇品		共用部	枯れ損木伐採
皆実平和		共用部	枯れ損木伐採
皆実平和	4	共用部	防犯灯管球・グロー球取り替え
基町アパート		共用部	管球納品
江波みなと東	4	共用部	防犯灯管球取替(西側外壁)
基町アパート	19	共用部	10コア避難誘導灯交換
江波皿山東	3	共用部	屋上ドレン・立上り清掃
江波東アパート	1	共用部	消火器プレート取付直し(204号前通路)
江波アパート	2	共用部	貼り紙貼付
基町アパート	19	共用部	10コア常夜灯交換
江波東アパート	1	512	ペランダドレン詰り清掃
基町アパート		共用部	管球納品
基町アパート	10	共用部	地下倉庫排水作業
皆実平和	4	301	便器タンク内弁類不具合対応
舟入南住宅		共用部	廊下灯管球取替(404前・4階EV前)
平和アパート	1	共用部	除草作業
旭南		102	蜂の巣除去(腰窓外部)
江波沖		共用部	木製遊具カラーコーン設置
江波みなと東	7	共用部	地下倉庫湧水排出作業
段原南	2	共用部	外灯電球取り替え
仁保本浦		7	外部汚水柵詰り除去
宇品母子	2	202	トイレ照明電球取り替え
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波沖	6	101	トイレ詰り清掃
宇品あかつき		共用部	FRP製ベンチ撤去
基町アパート	20	205	ペランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	共用部	10コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	SC2ブロック排水プール詰まり復旧作業
江波沖	8	409	洗濯排水詰り清掃
舟入南住宅		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(3F東側非常階段入口)
基町店舗		共用部	SC3ブロックトイレ蛍光灯交換
江波山	1	204	蜂の巣駆除
宝町		共用部	駐輪場照明管球取替
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6階EV前)
段原	2B	104	インターホン不具合対応
段原南	3	共用部	ベンチ座板撤去
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(8F中央非常階段入口)
皆実平和	3	共用部	防犯灯管球・グロー球取り替え
皆実平和		共用部	バイク置き場照明管球・グロー球取り替え
基町アパート	19、20	共用部	11、17コア避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波東アパート	1	共用部	駐車場貼り紙貼付
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
皆実平和	1	共用部	防犯灯管球・グロー球取替
宇品西	3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6階EV右)
宝町		共用部	立て看板設置(ごみ捨て禁止)
霞	A3	204	トイレ鍵不具合対応

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業務概要
住宅名	号棟	号室	
基町アパート	20	219	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	共用部	7コア常夜灯交換
江波沖	5・6	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(5-901号前、6-501号前)
基町店舗		共用部	SC2、4ブロック共用通路雨水樹詰まり除去
基町店舗		共用部	SC特定建築物維持管理業務(8・9月分)
江波沖	4	共用部	入り口屋根ドレン詰り解消
舟入南住宅		共用部	害虫駆除
霞	A3	共用部	電気室内残置物撤去処分
舟入南アパート	1	共用部	階段灯管球取替(東階段2-3踊り場)
基町アパート		共用部	管球納品
似島	2	301	外部倉庫鍵取替
仁保本浦ブロック		共用部	石垣雑草の除草
基町アパート	18	共用部	4コア常夜灯交換
基町アパート		共用部	バス通り危険木及び支障木撤去
基町店舗		共用部	地下駐車場信号灯交換
霞	A3	511	玄関ドア開閉不良対応
宇品あかつき	3	206	便器タンク内弁類不具合対応
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1~2F北側階段)
舟入南店舗	1	105	シャッター鍵取替
宇品		共用部	誘導灯管球・グロー球取替501号室前)
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(1104号前)
宇品		303	呼び鈴電池入れ替え
仁保宮の脇アパート	1	共用部	天井照明管球・グロー球取替(1F東側)
宇品西	5	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(4階EV前)
霞	A1	共用部	非常照明管球・グロー球取替(8F西側)
基町店舗		共用部	SC通路灯他交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
平和アパート	2	共用部	支障木撤去処分
霞	A3	共用部	雨水管の枝撤去
基町アパート	20	共用部	15コア階段灯交換
仁保宮の脇アパート	1	共用部	天井照明管球・グロー球取替(4F西側)
段原南	2	共用部	街路灯電球交換
江波緑	1	共用部	貼り紙貼付(不正駐車)
宇品東		共用部	エントランス屋根ごみ撤去
霞	A1	201	脱衣場排水縦管防水テープ巻き
吉島住宅	B	209	ベランダ排水詰り清掃
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
段原南	3	206	浴室排水詰り清掃
仁保本浦ブロック	5	1	支障木伐採
宇品西	5	206	インターホン移設
皆実平和	3	共用部	外部流し排水管内清掃
霞	A5	共用部	ベランダ雨水管詰まり除去
霞	A3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(8階EV前)
霞	A3	507	浴室排水詰り清掃
霞	A4	101	トイレ詰り除去
霞	A4	412	便器タンク内異物撤去
江波みなと西		共用部	スズメバチ駆除
江波みなと東		共用部	切り下げ剪定・スズメバチの巣駆除
平和アパート		共用部	害虫駆除
基町アパート	19	共用部	10コア避難誘導灯交換
江波皿山東		共用部	足長バチの巣駆除
宇品神田	2	共用部	防犯灯管球・グロー球取り替え
霞	A2	403	流し排水管詰まり除去
基町アパート	20	共用部	13、15、16、17コア常夜灯他交換
基町アパート	18	共用部	5、6コア常夜灯交換他

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業務概要
住宅名	号棟	号室	
宇品西	1	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(3F)
宇品西	3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6F)
霞店舗		共用部	シャッター開閉不良対応
宇品		共用部	非常照明管球・グロー球取替(6・7F)
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(13F)
基町アパート	19	共用部	7、8、9、10コア照明交換
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
宇品西	1	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(4F)
皆実平和	3	共用部	防犯灯管球・グロー球取替(101号室側)
江波緑	2	共用部	防犯灯管球取替
基町アパート	20	459	17コア避難誘導灯交換
基町アパート	14・16	共用部	14・16アパート附設駐車場コーン設置
基町アパート	18	共用部	5コア常夜灯交換
霞	A3	共用部	非常照明管球・グロー球取替(5F)
基町アパート	19	共用部	8コア常夜灯交換
京橋		503	玄関鍵不具合対応
段原南	1	104	支障木伐採
段原南	1	共用部	公園内高木剪定
基町アパート	18	253	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
京橋		404	玄関ドア不具合対応
江波みなと西	1・3	共用部	防犯灯管球取替(1号棟南側・3号棟北側)
基町アパート		共用部	被爆クスノキ剪定
基町店舗		共用部	SC特定建築物維持管理業務(10・11月分)
宇品あかつき	3	104	玄関ドア鍵不具合対応
宝町		共用部	階段灯管球取替
霞	B4	共用部	放置自転車撤去
基町アパート	18	共用部	4コア常夜灯交換
基町アパート	18	共用部	4コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波東アパート	2	405	ベランダ手摺鳩除け対策
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
霞	B2	共用部	高木枝打ち
基町店舗		共用部	SC2ブロック共用排水管詰まり復旧作業
霞	A4	共用部	枯れ損木伐採
吉島西	2	404	洗濯排水詰り清掃
基町アパート	17	共用部	17アパート地下倉庫避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯他交換
宝町		共用部	階段灯管球取替(8階EV前)
霞	B4	105	洗濯給水ストレーナー清掃
基町店舗	17	共用部	17アパート店舗避難誘導灯交換
段原南	3	106	棚下灯不点灯対応
皆実平和	4	共用部	外部流し排水管詰まり清掃
宇品		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(701号室前)
河原町店舗		9	トイレ詰り清掃
基町アパート	19	共用部	7、9コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波沖	5	共用部	雨水樹詰り清掃
宇品あかつき	2	101	PS扉施錠
基町アパート	19	共用部	9コア消火器取替
基町アパート	20	565	倉庫扉開錠
基町店舗		共用部	中央施設消防用ホース耐圧試験
段原南	1	共用部	塔屋内照明管球・グロー球取替
基町店舗		共用部	SC4ブロック避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波アパート	3	403	台所排水詰り清掃
段原南	3	402	集合ポスト開錠

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業 務 概 要
住宅名	号棟	号室	
宇品あかつき	2	404	玄関鍵不具合対応
霞	A2	共用部	停止表示電球取替(2号揚水ポンプ)
基町アパート	19	共用部	7コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	SC4ブロック排水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
段原	1	503	玄関鍵不具合対応
霞	A3	902	便器詰まり除去清掃
江波みなと西	1	共用部	外灯管球取替
宇品あかつき	1	403	和室雨漏り対応
霞	A2	共用部	消火器取り付け
基町アパート		共用部	基町管理事務所コンクリートがら処分
基町アパート	19	共用部	7コア常夜灯交換
仁保宮の麓アパート	1	301	浴室天井照明電球取替
基町アパート	20	共用部	16コア常夜灯交換
吉島住宅	C	205	トイレ詰り清掃
河原町店舗		9	トイレ詰り清掃
霞	A1	共用部	不法投棄注意喚起看板設置
霞	A1	共用部	消火器取り付け
皆実平和	5	共用部	1階防犯灯管球・グロー球取り替え
基町アパート	19	共用部	7コア常夜灯他交換
基町店舗		共用部	中央商店会通路灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
基町店舗		共用部	中央集会所雨水管詰まり復旧作業
江波沖	6	101	トイレ詰り清掃
宇品東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(604号室前)
霞南		307	給湯器リモコン888表示解消
段原	1	506	洗濯機パン排水詰まり清掃
基町アパート	18	共用部	6コア階段灯交換
基町アパート	19	共用部	8コア常夜灯交換
江波沖		共用部	ウッドデッキカラーコーン設置
仁保宮の麓アパート	2	104	玄関天井照明カバー取外し
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(9階EV前)
大須賀		共用部	非常照明管球・グロー球取替(14~15F)
平和	1	共用部	階段灯管球取替(104号室前)
基町店舗		共用部	SC4ブロックトイレ蛍光灯交換
仁保本浦ブロック	1	共用部	支障木撤去
宇品西店舗		2	シャッター鍵他交換
基町アパート	20	共用部	16コア常夜灯交換
基町アパート	19	共用部	7コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場信号灯交換
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(404号前)
霞南		502	給湯器リモコン888表示解消
基町店舗		共用部	SC1ブロックトイレ蛍光灯交換
大須賀		1508	浴室排水詰り清掃
江波緑		共用部	遊具使用禁止処置(鉄棒)
宇品		104	洗濯機パン排水詰まり清掃
霞	A3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(10階EV前)
基町アパート		共用部	管球納品
吉島住宅	A	105	トイレ詰り清掃
江波沖	5	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(806号前)
皆実平和	1	共用部	駐輪場照明管球・グロー球取り替え
吉島西	1	202	台所排水詰り清掃
霞	A5	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(8階EV前)
基町アパート	19	221	ペランダ雨水管詰まり復旧作業
舟入南アパート	2	共用部	階段灯管球取替(西階段1-2階)

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業 務 概 要
住宅名	号棟	号室	
河原町アパート		208	浴室排水詰り清掃
宇品西	1	共用部	非常照明管球・グロー球取替(10階)
基町店舗		共用部	SC4ブロックゴミボックス設置
基町店舗		共用部	SC特定建築物維持管理業務(12・1月分)
霞南		209	給湯器リモコン888表示解消
霞	A3	1103	流し排水詰まり清掃
霞	A3	210	流し排水詰り清掃
江波みなと西	8	共用部	実生木撤去
宇品母子	2	104	流し水栓ハンドル取り替え
霞	B2	共用部	外部汚水樹詰まり除去
吉島住宅	C	106	ベランダサッシオープナー開錠
基町店舗		共用部	分散店舗215前消防用設備点検
基町アパート	19	共用部	10コア常夜灯交換
段原山崎		共用部	放置自転車撤去処分
基町アパート	20	共用部	16コア汚水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	5コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
皆実平和	1	共用部	外部排水樹詰まり除去清掃
基町アパート	18	共用部	6コア269号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	260	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	19	共用部	10コア避難誘導灯交換
基町店舗		共用部	分散店舗汚水管詰まり復旧作業
江波みなと東	4	共用部	防犯灯管球取替(西側EV棟)
吉島西	3	共用部	4号室系統汚水管詰まり清掃
宇品西	1	601	給湯器リモコン不具合調査
基町アパート	20	共用部	16コア避難誘導灯交換
江波沖	2	共用部	立て看板撤去
段原南	3	104	給湯器リモコン不具合調査
平和アパート	1	202	アスベスト濃度測定
霞	A3	共用部	非常照明管球・グロー球取替(1階EV前)
基町アパート	17	220他	アスベスト濃度測定(4箇所)
基町店舗		208他	アスベスト濃度測定(5箇所)
段原山崎		103	トイレドア不具合対応
霞	B2	405	洗濯機パン排水詰まり清掃
宇品西	3	401	ガス給湯器リモコン「888」解消
基町アパート	20	共用部	15コア常夜灯交換
吉島西	1	共用部	1・2号室系統雑排水管詰まり清掃
基町アパート	20	共用部	13コア階段灯交換
段原	2	共用部	外灯防水補修・清掃
河原町店舗		9	トイレ詰り清掃
霞	B2	共用部	外部汚水樹詰まり除去清掃
基町アパート	18	239	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	17	共用部	17アパート通路灯他交換
基町店舗		共用部	SC1ブロック汚水管詰まり復旧作業
吉島西	1・2	共用部	雑排水管詰り清掃(1号棟5号室系統/2号棟3号室系統)
基町アパート	17	共用部	17AP通路灯交換
霞南		共用部	駐輪場照明不点灯対応
宝町		共用部	廊下灯管球取替(703・704・802前)
霞	A3	共用部	誘導灯管球・グロー球取替(6階EV前)
霞	A2	807	便器タンク内フロート鎖調整
基町アパート	20	245	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
皆実平和	1	共用部	101号室外壁設置防犯灯管球・グロー球取り替え
基町アパート	18	208	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	215	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
江波沖	2	101	洗面排水詰り清掃

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業務概要
住宅名	号棟	号室	
宇品東		共用部	渡り廊下他照明管球・グロー球取り替え
宇品東		806	ガス給湯器リモコン「888」解消
段原	2A	302	押し入れ内漏水対応
霞	A4	412	脱衣場コンセント不具合調査
基町アパート	20	共用部	17コア避難誘導灯交換
平和アパート	1	共用部	屋上雨水管詰り清掃
吉島西	3	104・204	汚水汚損部屋対応(畳襖処分・床開口・消毒)
宇品東		共用部	2階EVホール照明他管球・グロー球取り替え
基町アパート	19	429	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
宇品東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(507号室前)
基町アパート		共用部	基町管理事務所コンクリートがら処分
基町アパート	18	1148	4コア排水管詰まり復旧作業
基町店舗		共用部	地下駐車場電気室旧高圧機器搬出対応
江波緑	2	共用部	階段灯管球取替(207-208号室前)
皆実平和	3	303	玄関横インターホンプレート取り外し
基町アパート	19	共用部	10コア常夜灯交換
大須賀		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(11F北側)
宇品あかつき	3	共用部	外部汚水樹木の根除去
江波みなと東	1	共用部	防犯灯管球取替
段原	2A	201	シャワー付き混合水栓バス・シャワー切り替えレバー調整
霞		共用部	単管バリケード取り替え
基町アパート			管理室エアコン交換
基町アパート	18	共用部	2コア駐車場ソフトコーン設置
基町店舗		共用部	地下駐車場避難誘導灯交換
大須賀		201	流し台排水詰り清掃
江波みなと東	7	共用部	汚水樹詰り清掃(3・4号室系統)
宝町		共用部	階段灯管球取替(東階段5階踊り場)
基町アパート	19	1829	トイレ詰まり復旧
吉島東		1208	配線改修(通信配管調査含む)
基町アパート	20	共用部	15コア常夜灯交換
大須賀		805	漏水対応(床開口他)
基町アパート		共用部	基町管理事務所裏伐採枝処分
基町アパート	18	215	ベランダ雨水管詰まり復旧作業
基町アパート	18	共用部	4コア348号室倉庫前雨水管詰まり復旧作業
江波緑	2	共用部	雑排水管詰り清掃(7-8号室系統)
宇品東		412	集合郵便受け鍵破損
基町アパート	19	共用部	7コア常夜灯交換
段原	2B	302	集合ポストワイヤー式キーストック補修
吉島東		共用部	誘導灯管球・グロー球取替(5F中央非常階段入口)
霞	A2	共用部	非常照明管球・グロー球取替(9F内階段)
基町アパート		共用部	基町管理事務所蛍光管処分
宇品東		806	流し台排水管異物撤去
宇品東		313	便器詰まり除去
江波みなと東	4	404	トイレ手洗い管詰り清掃
皆実平和	1	共用部	駐輪場照明管球・グロー球取り替え
基町アパート		共用部	中層アパート雨水拵詰まり復旧作業
基町アパート	20	共用部	14、15、16、17コア常夜灯交換
基町店舗		共用部	地下駐車場通路灯交換
江波アパート	3	203	洗濯・浴室排水詰り清掃
基町アパート	19	共用部	8コア階段灯交換
基町店舗		共用部	SC1、2、3ブロックゴミボックス設置
基町店舗		共用部	SC特定建築物維持管理業務(2・3月分)
皆実平和	3	303	呼び鈴取付
基町アパート	20	共用部	12、13コア常夜灯他交換
宇品西	5	共用部	外灯管球取替(エントランス前)
吉島東		共用部	雨水管詰り清掃

令和5年度広島市市営住宅等における不定期業務実績			
団地名			業 務 概 要
住宅名	号棟	号室	
皆実平和	6	共用部	103～104号室入口防犯灯管球・グロー球取り替え
吉島西	1	共用部	屋上ドレン排水詰まり解消
基町アパート	19	共用部	7、8、9コア常夜灯他交換
基町アパート	18	共用部	1、3、4コア常夜灯他交換
江波沖	4	共用部	雨水管詰り清掃(3か所)
基町アパート	18	共用部	5、6コア常夜灯交換他

【令和3年度～5年度実績】

区名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	経費(円)	件数(件)	経費(円)	件数(件)	経費(円)
中区	415	29,884,780	382	25,150,075	320	10,463,026
南区	240	5,203,880	250	4,179,240	236	9,486,780
合計	655	35,088,660	632	29,329,315	556	19,949,806

入居者の退去時等における検査、指示及び報告業務

- 1 本業務は、入居者の退去時等における検査、指示及び報告に係る業務である。
- 2 乙は、業務の実施にあたっては、この業務が市営住宅等の良好な環境を確保するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。
- 3 立入検査は、別添「市営住宅の返還に伴う立入検査の実施要領」に基づき、行わなければならない。
- 4 乙は、立ち入り検査の結果、補修について指示事項がある場合は、原状回復指示書により補修を指示しなければならない。補修完了の連絡がない場合は、再度補修を指示する。(完了まで。)
- 5 その他の注意事項
 - (1) 乙は、検査完了時には、乙の負担においてすべての窓ガラスに暗幕をはるなど遮光措置を講じること。
 - (2) 乙は、検査完了時には、玄関鍵、倉庫鍵及びその他室内に外部から出入りできるドアの鍵を交換し、交換した鍵を甲に提出し、完了報告を行うこと。
 - (3) 前項の鍵の交換は、乙の負担において実施するものとする。
 - (4) 乙は、指定期間満了後に、鍵の在庫品が生じた場合は、甲に返還するものとする。
 - (5) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

市営住宅の返還に伴う立入検査の実施要領

1 検査の手順

- (1) 入居者から市営住宅返還届の提出があった場合、あらかじめ入居者と検査日時を打合せ、入居者若しくは代理人の立会いのうえ検査を行う。
 なお、市営住宅返還届は、退去する14日前までに提出してもらう。
- (2) 立入検査の結果、補修についての指示事項がない場合は、その場でカギを受領し、検査を完了する。
- (3) 立入検査の結果、補修についての指示事項がある場合は、原状回復指示書により補修を指示する。
 補修期間は、原則として検査日から7日間ないし10日間とする。
 補修期間を過ぎても補修完了の連絡がない場合は、再度補修を指示する。
- (4) 入居者から補修完了の連絡があり、カギを受領したときは、補修の確認を行い、検査を完了する。
 指示どおりの補修がなされていない場合には、再度補修を指示する。

2 補修指示の考え方

- (1) 補修指示は、修繕費等負担区分表に基づき行う。
- (2) 補修指示にあたっては、主なものについては別表に基づき補修指示をする。
- (3) 費用負担区分上、市の負担となっているものでも入居者の維持管理に原因があると認められる場合は、入居者に補修させる。

別表

指 示 項 目		指 示 事 項
畳	表 替	・ 入居期間にかかわらず、全て表替えを指示する。ただし、市が取替（床替）をする場合を除く。
	取 替	・ 畳床は劣化状況を勘案しながら、設置後概ね20年を目安として、市が取り替える。
襖	補 修 張 替	・ 入居期間にかかわらず、全て張り替え及び補修（小規模）を指示する。ただし、市が取替（枠、サン）をする場合を除く。
	取 替	・ 枠及びサンは劣化状況を勘案しながら、設置後概ね20年を目安として、市が取り替える。
内 壁		・ 損傷の著しいものは、補修を指示する。ただし、経年劣化によるものを除く。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者が設置しているものは、全て撤去して原状回復するよう指示する。 ・ 模様替えか所があれば、原状回復するよう指示する。 ・ 電気、ガス、水道等の使用料の精算を指示する。 ・ し尿の搬出を指示する（くみとり式の場合）。 ・ 室内を清掃し、室内及び倉庫に荷物、ゴミ等を残さないよう指示する。

3 その他の注意事項

- (1) 検査する住宅の設備を調査しておくこと。
- (2) 市が設置している設備は、実際に作動させてみること。
 - ア 鍵類、建具等は動かしてみる。
 - イ 玄関灯、便所灯等は点燈してみる。
 - ウ 水洗便所は水を流してみる（カランも同じ）。
 - エ 排水の状態を確認する（流し台、手洗器、浴室）。
- (3) 検査完了時に次の点に注意すること。
 - ア ブレーカーを切る。
 - イ 止水栓をしめる。
 - ウ すべての施錠を再確認すること。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

入居者の退去時等における検査、指示及び報告実績

- 1 令和3年度から令和5年度において、株式会社第一ビルサービスが実施した内容は以下のとおりです。
- 2 事業計画や収支予算の検討にあたっては、次の実績を参考にしてください。

区名	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
中区	返還検査	177	187	189	193	186	187
	再返還検査	10		4		1	
南区	返還検査	83	89	66	66	62	62
	再返還検査	6		0		0	
計	返還検査	260	276	255	259	248	249
	再返還検査	16		4		1	

空き家修繕業務

- 1 乙は、当該業務を行うにあたり、この業務が市営住宅等の施設及び設備の安全かつ良好な状態を保持し、入居者等の円滑な生活を確保するものであることを認識して、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市営住宅、店舗及び倉庫（以下「市営住宅等」という。）の空き家修繕に関すること。
 - (2) 市営住宅等の空き家等に残置及び放置された、不用物の撤去に関すること。
 - (3) 市営住宅等の空き家修繕に伴う、クレーム処理に関すること。
 - (4) その他前号に附帯する事務に関すること。
- 3 乙が行う業務は、次に定めるもののほか、必要に応じて提出される甲の指示書に基づき行うものとする。

<処理基準>

乙は、次の区分に従って、迅速かつ的確に処理する。

① 入居者等への対応

ア 乙は、住宅管理人、入居者等に、修繕の実施に関し、周知を図ること。

イ 乙は、住宅管理人、入居者等への連絡調整を行うこと。

② 空き家修繕の手順

ア 乙は、市営住宅等の返還に伴う立入検査が完了した住宅について、住替え希望者の有無を確認したうえで、甲と協議し、別添「空家修繕仕様書」に基づき、調査及び確認のうえ速やかに空き家を修繕するものとする。

イ 市営住宅等の空き家等に残置及び放置された、不用物について、甲と協議のうえ、撤去等を行うものとする。

ウ 乙は、設計図書等を下記区分により作成すること。

(ア) 予定価格が100万円未満の修繕工事については、材料や機器等の品質や数量等が明記され、契約内容の確定及び履行後の検査を適切に行うことができる「空家修繕仕様書」を作成すること。

(イ) 予定価格が100万円以上250万円未満の修繕工事については、「仕様書及び設計書」および契約書を作成すること。

ただし、材料や機器等の品質や数量等が明記され、契約内容の確定及び履行後の検査を適切に行うことができる「空家修繕仕様書」を作成することにより、設計書は省略できる。

エ 空き家修繕完了し入居者が入居した後のクレームを適切に処理すること。

③ 本仕様書により行う空き家修繕は、修繕金額が250万円未満の業務とする。

④ 空き家修繕を行う際、建築時の墨出し用開口部が塞がれているかどうかを確認し、建築時の墨出し用開口部が塞がれていない空き家にあつては、速やかに全ての墨出し用開口部を塞ぐものとする。

⑤ 浴槽・風呂釜等未設置住宅については、速やかに甲に報告し、浴槽・風呂釜を甲が設置するものについては、広島市都市整備局設備課と設置工事時期を調整し、その他の空き家修繕を実施するものとする。

⑥ 1階の住戸及びエレベーター停止階の住戸で、バリアフリー化が未了住戸については、修繕の要否について、甲と協議するものとする。

⑦ 室内で事故が発生した住宅、強制退去となった住宅等については、修繕内容、修繕時期等について甲と協議し、実施するものとする。

- ⑧ 空き家修繕完了後、次の入居者に引き渡されるまでは、必要なメンテナンスをするなど、適正に管理するものとする。
- ⑨ 甲の指示があったものは、修繕するものとする。
- 4 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は外注処理が効果的な場合等甲の認める業務については、この限りでない。
- (2) 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。
- ① 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- ② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
- (3) 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の業務の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
- (4) 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。
- 5 乙は、業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙に業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。
- (1) 甲は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。
- 7 甲は、業務の執行に必要な備品、関係書類及び図面等については、乙に貸付等しなければならない。
- (1) 乙は、前項の規定により貸与等された備品等については、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
- 8 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 9 乙は、業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) 施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失した場合
- (3) その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- 10 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。
- (1) 前項第2号の滅失、損傷又は亡失が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

空家修繕実績

- 1 令和3年度から令和5年度において、株式会社第一ビルサービルが実施した主な内容は以下のとおりです。
- 2 事業計画や収支予算の検討にあたっては、次の実績を参考にしてください。
※ 上限額については、以下の実績に加え、物価上昇分を含めた金額を基に、設定しています。

広島市市営住宅等における空家修繕業務実績

区名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	修繕金額(円)	件数(件)	修繕金額(円)	件数(件)	修繕金額(円)
中区	151	73,797,900	162	75,817,500	148	89,080,200
南区	59	61,614,300	44	52,245,600	36	45,644,500
合計	210	135,412,200	206	128,063,100	184	134,724,700

※修繕後の不備等に伴う、再修繕については、件数及び修繕金額に含んでいません。

大規模修繕工事等

1 乙は、当該大規模修繕工事等を行うにあたり、この修繕工事等が市営住宅等の施設及び設備の安全かつ良好な状態を保持し、入居者等の円滑な生活を確保するものであることを認識して、適正に修繕工事等を行わなければならない。

2 修繕工事等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市営住宅、市営住宅等附設駐車場、店舗及び倉庫（以下「市営住宅等」という。）並びに共同施設の大規模修繕工事等（修繕計画に基づく原則500万円未満の工事等。住棟全体に係る修繕、250万円を超える空き家修繕工事を含む。）及び軽微な新設工事に関すること。

① 修繕計画の立案

乙は、市営住宅等及び共同施設並びに住宅敷地内の構造物について、施設等の経年等による部材等の劣化、設備の性能の低下等を考慮して劣化診断等を行い、老朽度、建設年度、入居者の要望等を勘案の上、実施すべき修繕に係る修繕計画を立案し、甲の承認を受けること。

なお、令和7年度に行うべき大規模修繕工事等に係る要望リストは、甲が提示する。

② 修繕計画に基づく大規模修繕工事等

乙は、乙が立案し、甲が承認した修繕計画に基づき大規模修繕工事等を行うこと。

なお、国庫補助事業に係るものは甲が行う。

③ 修繕計画における優先順位、修繕方法の変更等は、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(2) その他前号に附帯する事務に関すること。

3 乙が行う工事は、次に定めるもののほか、必要に応じて提出される甲の指示書に基づき行うものとする。

<処理基準>

乙は、次の区分に従って、迅速かつ的確に処理する。

① 入居者等への対応

ア 乙は、住宅管理人、入居者等に、修繕工事等実施に関し、周知を図ること。

イ 乙は、住宅管理人、入居者等への連絡調整を行うこと。

② 修繕工事等の手順

ア 乙は、修繕工事等に係る現地調査、修繕工事等内容の検討、見積もり徴収、修繕工事等発注、修繕工事等監理及び完成検査を行うこと。

イ 乙は、設計図書等を下記区分により作成すること。

(ア) 予定価格が100万円未満の修繕工事等については、材料や機器等の品質や数量等が明記され、契約内容の確定及び履行後の検査を適切に行うことができる「仕様書」を作成すること。

(イ) 予定価格が100万円以上250万円未満の修繕工事等については、「仕様書及び設計書」および契約書を作成すること。

ただし、材料や機器等の品質や数量等が明記され、契約内容の確定及び履行後の検査を適切に行うことができる「仕様書」を作成することにより、設計書は省略できる。

(ウ) 予定価格が250万円以上500万円未満の修繕工事については、「仕様書、設計書及び設計図面」および契約書を作成し、甲の承認を受けること。

③ 本仕様書により行う修繕工事等は、修繕金額が原則500万円未満の工事とする。

④ 甲の指示があったものは、修繕工事等を行うものとする。

4 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あ

らかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 乙は、修繕工事等の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、修繕工事等の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は外注処理が効果的な場合等甲の認める修繕工事等については、この限りでない。
- (2) 前項に規定するもののほか、乙は、工事の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。
 - ① 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - ② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
- (3) 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に工事の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の工事の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
- (4) 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。
- 5 乙は、修繕工事等を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙に修繕工事等に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の修繕工事等の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。
 - (1) 甲は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。
- 7 甲は、修繕工事等の執行に必要な備品、関係書類及び図面等については、乙に貸付等しなければならない。
 - (1) 乙は、前項の規定により貸与等された備品等については、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
- 8 乙は、各月末日までに完了した修繕工事等について、翌月10日までに「修繕工事等完成通知書及び自社検査結果報告書」及び「完成写真」を提出し、甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 9 乙は、修繕工事等を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
 - (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失した場合
 - (3) その他修繕工事等の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- 10 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。
 - (1) 前項第2号の滅失、損傷又は亡失が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

《 参 考 》

広島市市営住宅等における大規模修繕工事等実績

事業計画や収支予算の検討にあたっては、次の実績を参考にしてください。

広島市市営住宅等における大規模修繕工事等実績

令和4年度

	工 事 名	工事場所	設計委託料	請負金額	合計
中区	宝町住宅児童公園改修工事	中区宝町	202,400	3,110,800	3,313,200
	基町バス通り街路灯灯具9台取替	中区基町		1,870,000	1,870,000
南区	大須賀住宅量水器廻り配管修繕工事	南区大須賀町	245,300	5,371,300	5,616,600
合 計			447,700	10,352,100	10,799,800

令和5年度

	工 事 名	工事場所	設計委託料	請負金額	合計
中区	基町第18アパート外2箇所エキスパ ンション落下防止対策工事	中区基町	123,200	4,595,800	4,719,000
	基町アパート外壁爆裂落下防止用ネット設置工事(2カ所)	中区基町		2,081,200	2,081,200
	基町店舗非常照明用蓄電池更新工事	中区基町		6,100,600	6,100,600
合 計			123,200	12,777,600	12,900,800

市営住宅附設駐車場等管理業務

- 1 乙は、当該業務を行うにあたり、この業務が市営住宅等の施設及び設備の安全かつ良好な状態を保持し、入居者等の円滑な生活を確保するものであることを認識して、適正に業務を行わなければならない。
- 2 業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市営住宅等附設駐車場の管理に関すること。
 - (2) 市営住宅等附設駐車場の地元管理委託業務に関すること。
 - (3) その他前号に附帯する事務に関すること。
- 3 管理対象の市営住宅等附設駐車場
 - (1) 別表に掲げる駐車場
 - (2) 新設等により、新たに管理委託が必要となる駐車場で、別途、指示する駐車場
- 4 業務内容
 - (1) 通報受付業務
甲（区役所守衛室）からの迷惑駐車等に関する通報の受付を行う業務
 - ① 業務実施日及び時間
ア 月曜から金曜のうち(2)を除く日の午前0時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後12時まで
イ 広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）に規定する休日の終日
 - (2) 現地調査等業務
 - ① (1)の通報があった場合、直ちに現地調査及びその対応を行う業務
※ 現地調査及び対応方法については、別紙フローチャート参照
 - ② 現地対応を行った場合
乙は、業務実施後、報告書【様式1】に現場写真を添付し、原則として翌日の午前8時30分までに、甲（当該駐車場を所管する区役所建築課）に報告しなければならない。
 - (3) 地元管理委託業務
市営住宅等附設駐車場の地元管理委託業務の委託契約及び委託料の支払いに関する一切の業務（地元が管理する場合に限る。）
 - ① 地元管理の意思確認、見積書【様式2】の徴収
 - ② 地元管理委託契約の締結【様式3】
 - ③ 地元管理委託料の支払
 - (4) その他管理上必要な業務
 - ① 不法駐車車両の所有者照会に関する業務（照会等に要する費用は乙の負担とする。）
 - ② 都市整備局住宅部、区役所建築課から指示する業務
- 5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。（地元管理委託を除く。以下同じ）ただし、業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は外注処理が効果的な場合等甲の認める業務については、この限りでない。
 - (2) 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。
 - ① 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

- ② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
- (3) 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の業務の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
- (4) 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。
- 6 乙は、業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- 7 遵守事項
- 乙は、業務の実施に当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙は、委託契約締結後速やかに、通報受付業務を行うための連絡先、当該業務における責任者を届出すること。
- (2) 当該業務の従事者は、常に所定の衣服を着用するとともに、身分証明書を携行すること。
また、入居者に対して礼儀正しく親切丁寧に対応すること。
- 8 甲は、必要があると認めたときは、乙に業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。
- (1) 甲は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、乙に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。
- 9 甲は、業務の執行に必要な備品、関係書類及び図面等については、乙に貸付等しなければならない。
- (1) 乙は、前項の規定により貸与等された備品等については、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
- 10 乙は、各月末日までに完了した業務について、翌月10日までに甲に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- 11 乙は、業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) 施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失した場合
- (3) その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- 12 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。
- (1) 前項第2号の滅失、損傷又は亡失が乙の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 13 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

<参考>

不法駐車車両の照会件数

令和4年度： 2件

令和5年度： 2件

広島市市営住宅附設駐車場維持管理業務内訳

区名	No.	附設駐車場名称	設置場所	設置済分		地元委託 区画数	地元委託料 (200円×12月)	備考
				設置年度	区画数			
中区	1	西白島アパート附設駐車場	広島市中区西白島町	S43	14		0	
	2	基町アパート附設駐車場	広島市中区基町	S46・52,H17・18	1,033	1033	2,479,200	
	3	基町店舗附設駐車場	広島市中区基町	S47	207		0	
	4	宝町附設駐車場	広島市中区宝町	H11	4		0	
	5	平和アパート附設駐車場	広島市中区昭和町	H16	30	30	72,000	
	6	吉島東住宅附設駐車場	広島市中区吉島東一丁目	H13・26	52	52	124,800	
	7	吉島西住宅附設駐車場	広島市中区吉島西三丁目	H16	54		0	
	8	吉島住宅附設駐車場	広島市中区吉島新町一丁目	H26・28	92	92	220,800	
	9	河原町アパート附設駐車場	広島市中区河原町	S42	10		0	
	10	西川口南住宅附設駐車場	広島市中区西川口町	H8	7		0	
	11	舟入南住宅附設駐車場	広島市中区舟入南四丁目	H9	40		0	
	12	舟入南店舗附設駐車場	広島市中区舟入南四丁目	S49	23		0	
	13	江波みなの東住宅附設駐車場	広島市中区江波東一丁目	H7・12	67	11	26,400	
	14	江波東アパート附設駐車場	広島市中区江波東二丁目	H15	21	21	50,400	
	15	江波みなの西住宅附設駐車場	広島市中区江波西一丁目	H14	43	43	103,200	
	16	江波皿山東住宅附設駐車場	広島市中区江波西一丁目	H13	25	25	60,000	
	17	江波沖住宅附設駐車場	広島市中区江波西二丁目	H4・11	181	65	156,000	
	18	江波山住宅附設駐車場	広島市中区江波南二丁目	H13	17		0	
	19	江波緑住宅附設駐車場	広島市中区江波南三丁目	H14	50		0	
	20	江波アパート附設駐車場	広島市中区江波栄町	H16	26		0	
中区 計 (20箇所)					1,996	1372	3,292,800	
南区	1	段原住宅附設駐車場	広島市南区段原二丁目・段原三丁目	H16	23		0	
	2	段原南住宅附設駐車場	広島市南区段原南一丁目	H16	28		0	
	3	段原山崎住宅附設駐車場	広島市南区段原山崎三丁目	H19	10		0	
	4	霞住宅附設駐車場	広島市南区霞一丁目	H16	162	137	328,800	
	5	霞店舗附設駐車場	広島市南区霞一丁目	H16	8			
	6	霞南住宅附設駐車場	広島市南区霞一丁目	H21	43	43	103,200	※2022/04/01～
	7	皆実平和住宅附設駐車場	広島市南区皆実町一丁目	H17	82	82	196,800	
	8	旭南住宅附設駐車場	広島市南区旭三丁目	H11	4		0	
	9	仁保宮の脇住宅附設駐車場	広島市南区西本浦町	H12	25		0	
	10	仁保宮の脇アパート附設駐車場	広島市南区西本浦町	H14	14	7	16,800	
	11	本浦住宅附設駐車場	広島市南区本浦町	H10	20		0	
	12	宇品母子住宅附設駐車場	広島市南区宇品東二丁目	H15	9	9	21,600	
	13	宇品東住宅附設駐車場	広島市南区宇品東三丁目	S60	44	44	105,600	
	14	宇品神田住宅附設駐車場	広島市南区宇品神田五丁目	H13	24		0	
	15	宇品あかつき住宅附設駐車場	広島市南区宇品神田五丁目	H13	43	43	103,200	
	16	宇品住宅附設駐車場	広島市南区宇品神田五丁目	H16	13	13	31,200	
	17	宇品西住宅等附設駐車場	広島市南区宇品西六丁目	H10	107	107	256,800	
	18	似島住宅附設駐車場	広島市南区似島町	H11	6		0	
南区 計 (18箇所)					665	485	1,164,000	
合計 (38箇所)					2,661	1,857	4,456,800	

広島市市営住宅附設駐車場夜間等警備内訳

(令和5年度)

区	出動回数
中区	2回
南区	0回

※附設駐車場の新設や区画数の変更、地元委託料の増額等に伴う経費の変更については、他の指定管理料との調整により対応すること。

広島市長様
(区建築課)

令和 年 月 日

(受託業者名称・代表者)

㊞

報 告 書

通 報	通報日時	令和 年 月 日 時 分頃	備 考
	住 宅 名	アパート・住宅・店舗	
	駐車場番号	号区画	
	通 報 者	入居者 部屋番号 号棟 号 一般 区 丁目 番 号	
	連 絡 先	電話 — — 携帯 — —	
	用 件		
対 応	対応日時	令和 年 月 日 時 分頃	
	対応者名	(連絡先) —	
	状 況	①車の使用者に連絡して移動させた ②車の使用者を探したが所在不明のため警告書を貼付した ③建築課の事後処理が必要な場合、その内容 () ④その他の対応 ()	
	車 種	普通乗用・普通貨物・小型乗用・小型貨物・ 軽自動車・その他	
	車体の色		
	車 名		
	車両番号	—	
	所有者名・使用者名・ 会社名等		車体に記載のある会社 名など
	住 所	区 町 丁目 番 号	

上記のとおり履行されたことを確認します。 令和 年 月 日

係	課長補佐	課 長

決定印

見 積 書

令和 年 月 日

指定管理者 様

所在地 広島市 区 丁目

団体名

代表者 印

市営〇〇住宅附設駐車場管理業務については、契約条件を承諾のうえ、次のとおり見積いたします。

記

- 1 見積内容 市営〇〇住宅附設駐車場管理業務
- 2 見積金額 月額 _____円 (内訳: ____区画×200円)
(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)
- 3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

市営住宅附設駐車場管理業務委託契約書

指定管理者を委託者（以下「甲」という。）とし、市営〇〇住宅〇〇を受託者（以下「乙」という。）として、甲と乙は、次のとおり市営〇〇住宅附設駐車場管理業務委託契約を締結する。

名 称	所 在 地	区画数
市営〇〇住宅附設駐車場	広島市	区画

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、広島市市営住宅等条例（平成9年3月27日条例第35号）及び広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年5月29日規則第98号）の規定に基づき、第3条の各号に掲げる委託業務を履行しなければならない。

（委託業務の公共性の認識等）

第2条 乙は、委託業務を行うにあたっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

（委託業務の範囲）

第3条 委託業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 駐車場の利用指導及び周知業務
- ② 駐車場内の迷惑駐車車両の連絡業務
- ③ 利用者に対する文書の配布業務
- ④ 駐車場施設の修繕箇所の連絡業務
- ⑤ 駐車場内の環境美化業務

（委託期間）

第4条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託期間の途中で、甲が広島市から指定を取り消された場合は、その日をもって委託期間を終了とする。

（実施報告書等）

第5条 乙は、次の期限までに甲に対して実施報告書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

区 分	提出期限
4月～6月（第1四半期）の実施報告書	7月10日まで
7月～9月（第2四半期）の実施報告書	10月10日まで
10月～12月（第3四半期）の実施報告書	1月10日まで
1月～3月（第4四半期）の実施報告書	3月31日まで

（委託料の支払）

第6条 甲は、委託料として月額 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ額）を乙に支払うものとする。

2 乙は、第5条に定める承認を受けたときは、委託料の支払いを請求できる。

3 委託料は、年4回四半期毎に、その期相当分を、乙が適法な請求をした日から30日以内に支払うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務を第三者に行わせてはならない。

(法令の遵守)

第9条 乙は、委託業務を行うにあたっては、法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(検査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は乙の委託業務の実施状況を調査し、検査することができる。

2 甲は、前項の調査等により、必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第12条 乙は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後も同様とする。

(代表者等の変更)

第13条 乙は、代表者又は口座を変更した場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

(疑義)

第14条 この契約の定めに変更・疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島市 区
広島市市営住宅等指定管理者
代表者

乙 広島市 区
市営〇〇住宅〇〇
代表者 〇〇 〇〇〇〇

浄化槽維持管理業務

1 乙は、業務を行うにあたっては、この業務が似島住宅の正常な環境を確保するものであることを認識して、適正に業務を履行しなければならない。

2 業務場所

似島住宅1・2号棟（広島市南区似島町大字大黃2403番地12）

3 浄化槽の形態等

区 分	形 態 等
処理対象人員	45人
メーカ－	ベスト工業
処 理 方 法	単 独
処 理 方 式	分離接触ばっ気

4 業務内容は次のとおりとする。

(1) 実施項目及び回数等

実 施 項 目	実施回数及び時期
し尿浄化槽法定点検	年1回（各年度11月頃）

※ し尿浄化槽保守点検及び薬品補充その他、清掃については入居者において実施。

(2) 乙は、甲等から不具合等の連絡を受けた場合には、直ちに現場に出動し、甲の指示に従い修復及び整備を行うものとする。

5 その他

(1) 乙は、その責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲の設定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(2) 乙は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負わなければならない。なお、「その責めに帰すべき理由」に次のア及びイは含まないものとする。

ア 設備の経年劣化による著しい腐食、溶接又は接続部分の不備等維持管理に帰するとき。

イ 天災その他の予知できない異変と認められる不可抗力に基づき、損害を被ったとき。

(3) 乙は、前号に備え、損害賠償責任保険等に加入すること。

(4) 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は業務の一部を第三者に行わせてはならない。

(5) 乙は、各月末日までに完了した業務について、「業務実施報告書」を作成し、速やかに甲に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。

(6) 乙は、その他甲が必要とする書類等を作成しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。